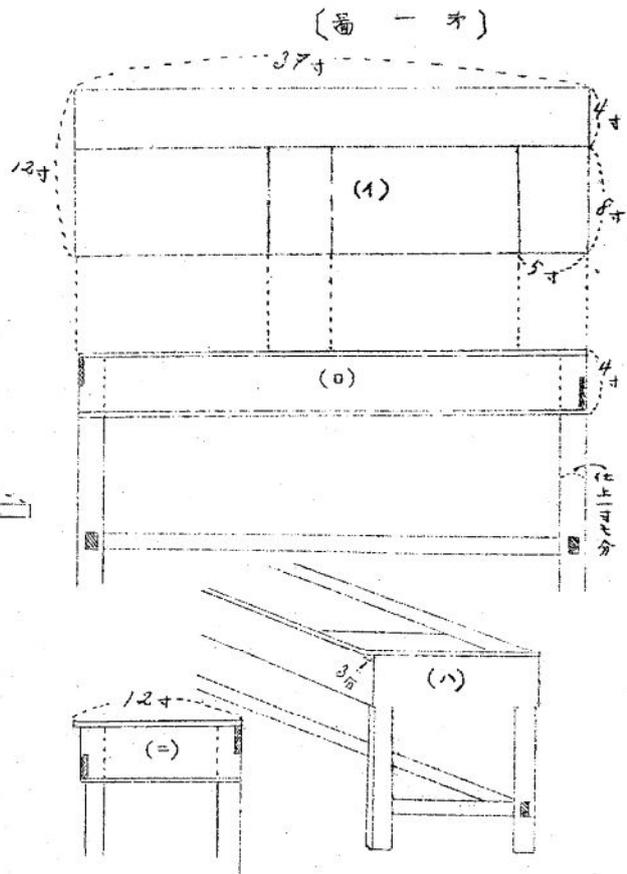
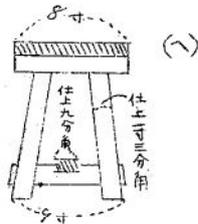
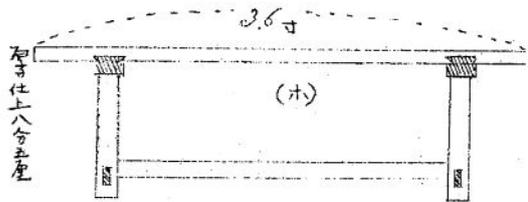
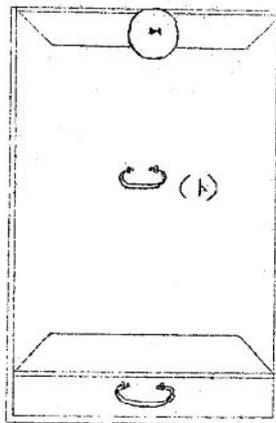
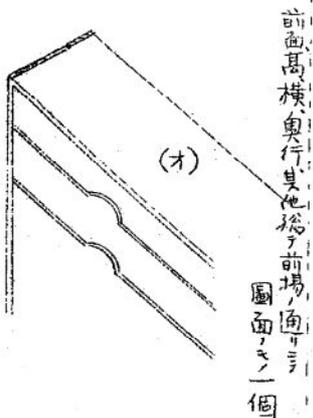


場用机 脚数 — 250 脚
 長 — 27寸
 奥行 — 12寸
 深 — 4寸 (外法)

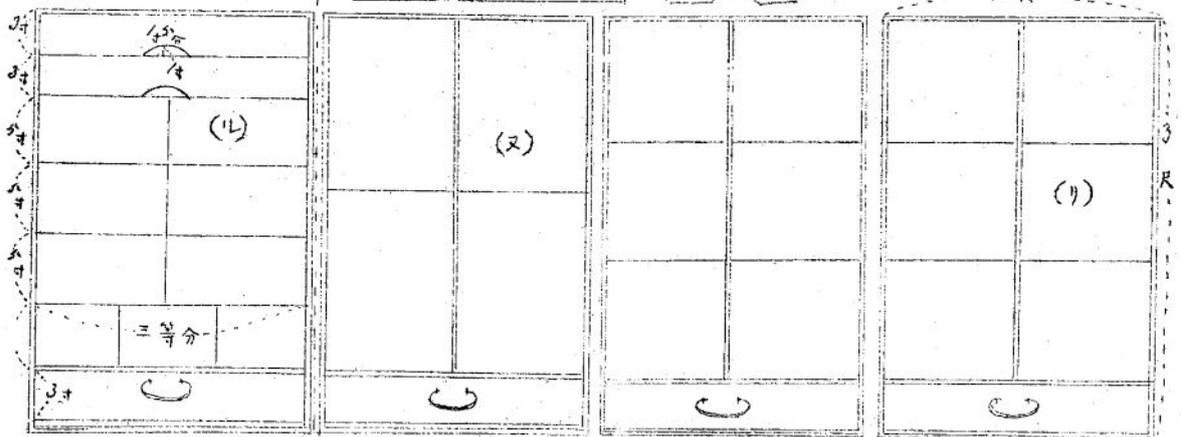
腰掛 — 250 脚
 長 — 26寸
 巾 — 8寸



[番二才]

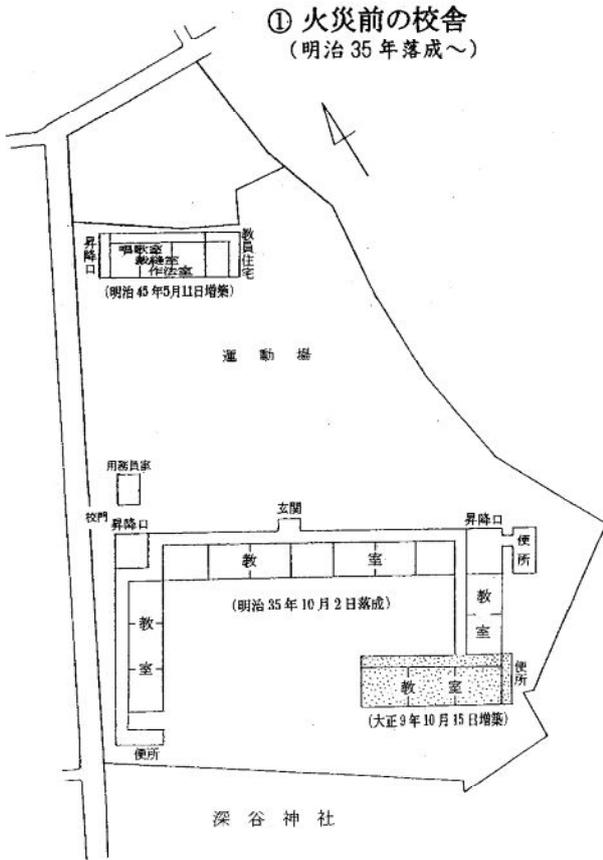


事務室公簿用本箱 (椽材)
 高 — 2尺 (外法)
 横 — 2尺 (外法)
 奥行 — 9寸8分 (内法)
 引出 — 2寸 (深内法)
 板、厚仕上大分、裏板、四分中仕仕上三分
 立仕切、三、二
 内上下二、二、二
 三、三、二

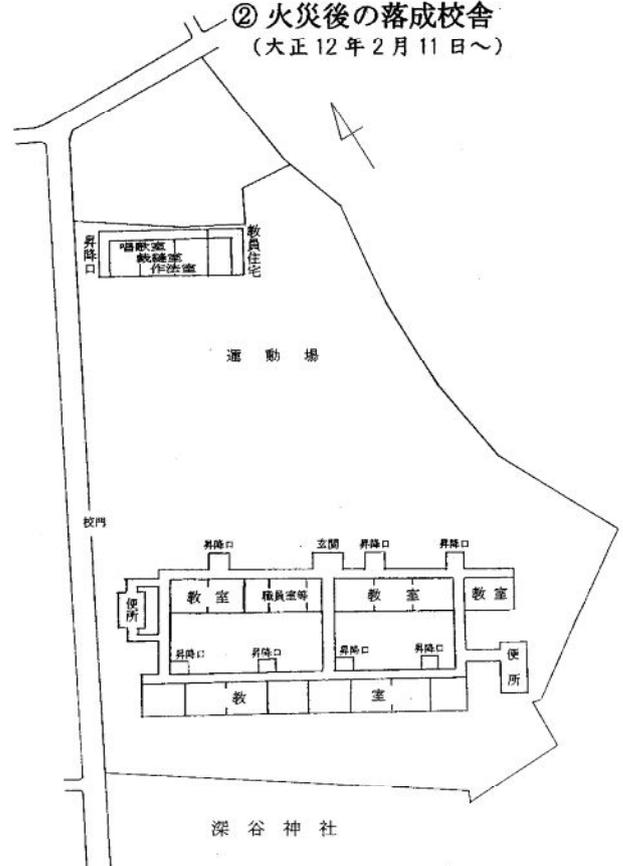


30 綾瀬小学校 校地・校舎の変遷 (明治35年~昭和11年)

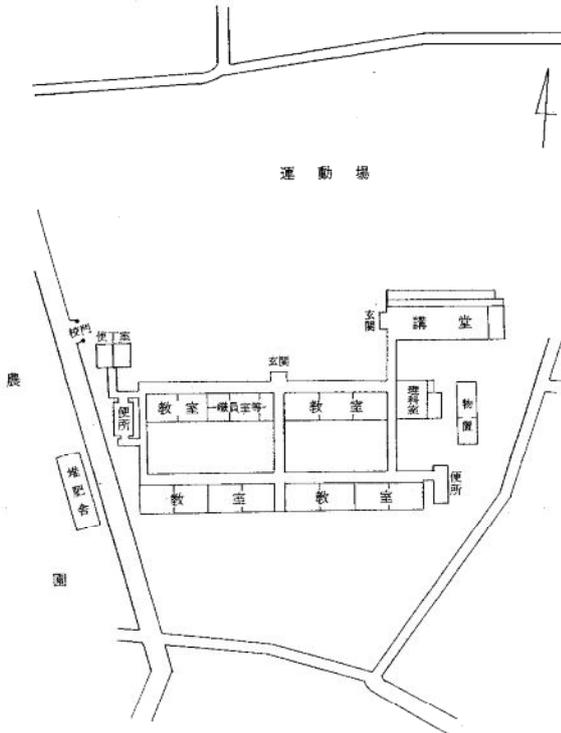
① 火災前の校舎
(明治35年落成~)



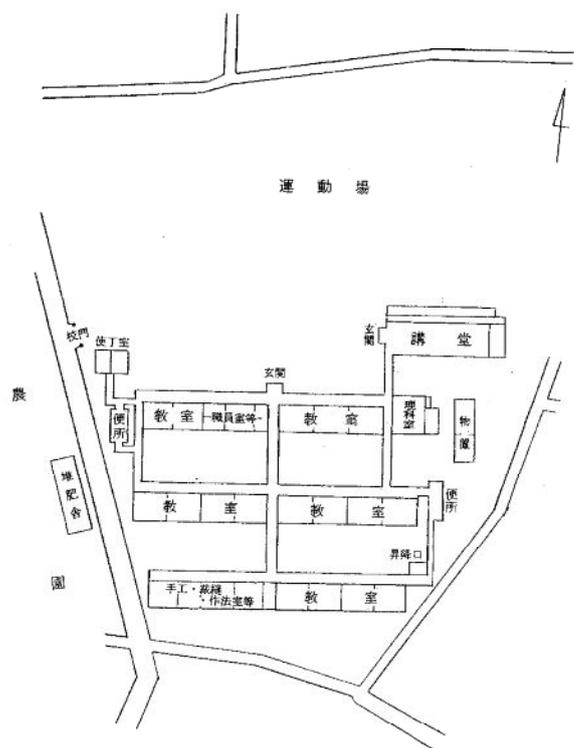
② 火災後の落成校舎
(大正12年2月11日~)



③ 地震後の落成校舎 (現在地)
(大正15年1月25日~)



④ 校舎増築
(昭和11年9月~)



31 体育運動の振興に関すること

神奈川県訓令第十三号

郡市役所
町村役場
学 校

体育運動ノ振興ニ関スル件

近時学校ノ内外ヲ問ハス体育運動著シク勃興シ県民ノ間ニ漸ク其ノ普及ヲ見ルニ至レルハ学校教育並社会教育上洵ニ慶フヘキコト、ス然ルニ之カ実況ヲ觀ルニ将来尚一層其ノ改善ト進歩トヲ促シ普ク県民ヲシテ断エス体育運動ヲ合理的ニ実施セシメ以テ県民ノ精神的並身体的訓練ヲ完ウシ其ノ品性並位ヲ向上セシムルハ極メテ緊要ノコトタリ世上動モスレハ体育運動ヲ一部愛好者ノ專有ニ任セ或ハ運動競技ニ於テ徒ニ勝敗ニ捉ハレ尚フヘキ運動精神ヲ閑却スルカ如キ弊ナキニアラサルモ斯ノ如キハ体育運動ノ目的ニ副ハサルモノニシテ健全ナル体育ノ普及發達上甚タ遺憾ナルコト、言ハサルヘカラス

体育運動ノ実施ニ当リテハ以上ノ趣旨ニ則リ左記事項ニ準拠シ体育関係者ヲシテ本県ノ情勢ニ応シ地方ノ実情ニ適セル体育運動ノ普及發達ニ力メシムルヤウ適宜ノ措置ヲ講セラルヘシ

大正十五年四月二十日 神奈川県知事 堀切善次郎

記

一 体育運動ノ指導ニ関スル事項
体育運動指導ノ任ニ当ル者ハ左記各項ニ留意シ適切

ナル指導ヲ為スコト

(一) 常ニ体育運動ノ目的、技術、衛生的注意等ニ付正シキ知識ヲ授ケ且広ク体育運動思想ノ普及ヲ図ルコト

(二) 体育運動ヲ行フニ当リテハ運動精神ノ發揚ヲ図リテ徳性ノ涵養ニ力メ且身体ノ修練ヲ重ンスルコト

(三) 体育運動ハ一少数者ニ限ルコトナク普ク県民ヲシテ之ニ与カラシメ且一時的ニ過度ニ陥ルコトナク断エス正シク之ヲ行フ習慣ノ養成ニ力ムルコト

(四) 体育運動ノ種目(体操、遊戲、競技、剣道、柔道、弓道、水泳、乗馬、相撲、スキー、スケート、登山、遠足等)並其ノ実施程度ハ運動ヲ行フ者ノ年齢、環境、土地ノ事情、季節等ヲ顧慮シ適當ニ之ヲ定ムルコト

(五) 女子ノ体育運動ニ関シテハ特ニ其ノ精神的並身体的特徴ニ適合セル運動ノ種目及実施方法ヲ選定シ且運動時ノ態度、服装等ニ注意スルコト

(六) 身体虚弱者ノ体育運動ニ関シテハ体質、体力、気力其ノ他ノ心身状態ヲ考慮シテ適當ナル運動ノ種目及実施方法ヲ選定シ且運動量ノ限定、休養其ノ他ノ衛生的養護ニ注意スルコト

(七) 運動ヲ行フ場所、運動用具、救急設備等ニ注意シ運動ニ因ル傷害ノ予防ヲ怠ラサルコト

二 運動選手及運動競技会ニ関スル事項

運動選手ノ選定、對抗競技会、選手権競技会及之ニ類スル競技会ノ開催、管理等ニ関シテハ学校長、団

体又ハ競技会ノ管理者等ハ左記各項ニ留意シ適當ナル措置ヲ為スコト

(一) 運動選手ハ身体強壯ニシテ操行正シク学業又ハ業務ニ忠実ナルヘキコト

(二) 運動選手ハ強要スルカ如キ方法ヲ以テ之ヲ選定セサルコト

(三) 学校又ハ団体ノ選手ノ選定及競技会参加ニ関シテハ其ノ学校長又ハ管理者ノ承認ヲ經ヘキコト

(四) 運動選手ハ運動精神ヲ重ンシ其ノ行動ハ公明正大ニシテ競技ノ勝敗ノミニ捉ハレサルコト

(五) 学校ノ競技会開催ニ付テハ当該学校長ノ承認ヲ經ヘキコト

(六) 体育運動団体其ノ他各種団体ノ競技会開催ニ付テハ出来得ル限り教育関係者ト聯絡ヲ採リ競技会ノ計画、実施等總テ教育的ナラシムルコト

(七) 学校団体等ノ競技会開催ニ付テハ互ニ聯絡ヲ採リ同一選手ノ参加スヘキ競技会ヲ数次重複セシメサルコト

(八) 競技会ノ開催ニ関シテハ開催ノ時期、日数、参加地域等ヲ顧慮シ選手応援者等ヲシテ学業又ハ業務ニ支障ヲ来サシメス且多額ノ参加費用ヲ要セサラシムルコト

(九) 競技会ノ実施ニ当リテハ其ノ管理者、役員、選手、応援者、參觀者等ハ各々職分ヲ守リ其ノ責任シテ競技ノ遂行上遺憾ナキヲ期スルコト

三 体育運動団体ニ関スル事項

学校及団体ノ関係者ハ体育運動団体ノ組織並管理ニ関シ左記各項ニ留意シ其ノ健全ナル發達ヲ図ルコト

(一) 学校ニ於ケル体育運動ニ関スル団体ヲ組織スル

場合ハ学校長タル者之カ管理ニ当ルコト

(二) 学校ニ於ケル体育運動団体ハ成ルヘク学校間ニ

於テ聯絡ヲ保ツコト

(三) 学校以外ノ体育運動団体ハ其ノ管理ニ関シ成ル

ヘク教育関係者ト聯絡ヲ採リ事業ノ達成ニカムル

コト

児童数(最近調)

二 名 称

三 位 置

四 修業年限

五 学級ノ予定数

六 開校ノ予定期日

七 創設費及経常費ノ予算(科目別)

八 設置区域ノ略図(図面ニハ学校ノ位置ヲ記

載スルヲ要ス)

九 校地ノ図(図面記載ノ事項ハ本令設備ニ関

スル規定ニ準ス)

十 校舎ノ図(図面記載ノ事項ハ本令設備ニ関

スル規定ニ準ス)

第二条 市町村立尋常高等小学校ノ設置ニ関シテ

ハ高等小学校ノ部分ニ対シ前条ノ規定ヲ準用ス

第三条 私立小学校設立者ハ小学校令第十六条ニ

依リ設置ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ願書

ニ左ノ事項ヲ具スヘシ

一 名 称

二 位 置(郡市町村大字番地ヲ記載スルヲ要ス)

三 敷地建物ノ図(図面記載ノ事項ハ本令設備

ニ関スル規定ニ準ス)

四 高等小学校ニ関シテハ修業年限

五 学級ノ予定数

六 開校ノ予定期日

七 入退学及授業料等ニ関スル規定

八 創設費及経常費ノ予算(科目別)

九 維持ノ方法

十 設立者ノ履歴

私立小学校設立者ハ小学校設置ノ認可ヲ受ケタ

ル後前項第二号ノ事項ヲ変更セムトスルトキハ

知事ノ認可ヲ受クヘシ

第一号第九号第十号ノ事項ヲ変更シタルトキハ

知事ニ届出ツヘシ

第四条 市町村立小学校ノ校名ハ管理者ニ於テ之

ヲ定メ知事ニ開申スヘシ其ノ之ヲ変更シタルト

キ亦同シ

第五条 小学校令第十七条ニ依リ市町村、市町村

学校組合、町村学校組合又ハ設立者ニ於テ小学

校ニ類スル各種学校設置ノ認可ヲ受ケムトスル

トキハ其ノ申請書ニ左ノ事項ヲ具スヘシ

一 設置ノ目的

二 名 称

三 位 置(郡市町村大字番地ヲ記載スルヲ要ス)

四 敷地建物ノ図(図面記載ノ事項ハ本令設備

ニ関スル規定ニ準ス)

五 学 則

六 生徒定員

七 入退学、休業日、授業料等ニ関スル規定

八 学校長、教員ノ人事俸給額及職務心得

九 創設費及経常費ノ予算(科目別)

十 私立ニ係ルモノハ維持方法

十一 設立者ノ履歴

前項ノ学校ノ設置認可ヲ受ケタル後同項第三号、

第四号、第五号ノ事項ヲ変更セムトスルトキハ

知事ノ認可ヲ受クヘシ

32 小学校令・同施行規則に関する規程改定

のこと

神奈川県令第百三十号

明治三十四年^{二月}神奈川県令第七号小学校令及小学

校令施行規則ニ関スル規程左ノ通改正シ大正十五

年七月一日ヨリ適用ス

大正十五年八月十三日 神奈川県知事 堀切善次郎

小学校令及小学校令施行規則ニ関スル規程

第一章 設 置

第一条 市町村、市町村学校組合又ハ町村学校組

合ハ小学校令第十五条ニ依リ高等小学校設置ニ

関シ認可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ申請書ニ左

ノ事項ヲ具スヘシ

一 設置区域ノ男女別学齡児童数及尋常科就学

其ノ他ノ各号ノ事項ヲ変更シタルトキハ知事ニ開申スヘシ

第六条 市町村立高等小学校ヲ廃止セムトスルトキハ其ノ申請書ニ其ノ事由、期日及在学児童ノ処分方法ヲ具スヘシ

第七条 私立小学校廃止ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ申請書ニ其ノ事由、期日及就学児童ノ処分方法ヲ具スヘシ

第八条 前二条ノ規定ハ小学校ニ類スル各種学校ニ之ヲ準用ス

第二章 教科編制及学期休業

第九条 小学校ニ於テ授与スル卒業証書ハ左ノ様式ニ拠ルヘシ

校印	卒業証書	氏名
	修業年限	年月日生
	尋常(高等)何箇年	
	シコトヲ証ス	
	年月日	
	神奈川県何郡何尋常(高等)小学校長	氏名
		印

第十条 管理者又ハ設立者ニ於テ小学校令施行規則第十七条ノ二ニ依リ認可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ申請書ニ左ノ事項ヲ具スヘシ
一 二部教授ヲナス学級及学年

二 二部教授施行ノ期間
三 二部教授ノ必要ナル事由

四 二部教授施行ニツキ毎週各教科教授時数
第十一条 管理者又ハ設立者ハ小学校令施行規則第四十一条ニ依リ学級編制又ハ其ノ変更ヲ届出ツルトキハ其ノ届書ニ左ノ様式ニ依リ調製シタル学級編制表ヲ添付スヘシ但シ尋常高等小学校ニ在リテハ尋常科ト高等科ト各別ニ学級編制表ヲ調製スヘシ

何郡(市)(何)尋常(高等)何小学校学級編制表

学級別	何学年		何学年		何学年	
	男	女	男	女	男	女
計						
合計						

何学年	何学年		計	
	男	女	男	女
計				
計				

第十二条 小学校ノ学期ハ毎学年ノ始ヨリ夏季休業マテテ第一期トシ夏季休業以後冬季休業マテテ第二期トシ冬季休業以後学年末休業マテテ第三期トス

第十三条 小学校令施行規則第二十五条第二項ニ拠ルトキハ市町村、市町村学校組合、町村学校組合ニ於テ左ノ事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

一 学校名

二 現在ノ学級編制表
三 校舎ノ平面図(各室ノ区劃ヲ明記シタルモノ)

四 其ノ年九月就学セシメムトスル児童予定数
五 最近三箇年ニ於ケル毎年四月入学シタル児童数

小学校令施行規則第二十五条第二項ニ拠ルトキハ毎学年ノ始ヨリ冬季休業マテテ第一期トシ冬季休業以後三月三十一日マテテ第二期トシ四月一日ヨリ八月三十一日マテテ第三期トス第十四条 小学校ノ休業日数ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 夏季休業 八月中ニ於テ十四日以上三十一日以下

二 冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

三 学年末休業 三月二十七日ヨリ三十一日ニ至ル

前項ノ外休業ヲ要スルトキハ管理者又ハ設立者ニ於テ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十五条 前条第一項第一号ノ期日ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定メ知事ニ開申スヘシ

第十六条 小学校ニ類スル各種学校ノ臨時休業ハ管理者又ハ設立者ヨリ知事ニ届出ツヘシ

第三章 設備
第一七条 校地、校舎、体操場及校具ハ学校ノ規

模ニ適応スルヲ要ス

校地ハ道徳上並ニ衛生上害ナク且ツ児童ノ通学

ニ便利ナル場所ヲ選フヘシ

校舍ハ教授上、管理上並ニ衛生上適當ニシテ質

朴堅牢ナラムコトヲ要ス

第十八条 小学校ニハ左ノ表簿ヲ備フヘシ

一 往復書類

二 職員名簿及履歴書

三 児童学籍簿

四 職員出勤簿、児童出席簿

五 教授細目、教案、教授時間割表、学校一覽

表、日誌、教授訓練及衛生上ニ關スル表簿

六 図書及校具簿

七 学校沿革誌

八 其ノ他必要ノ書類

第十九条 教員ノ住宅ハ成ルヘク之ヲ設クヘシ

第二十条 校舍ヲ新築、増築、改築又ハ変更シ若

ハ市町村立高等小学校及私立小学校ノ校地ヲ選

定シ又ハ変更セムトスルトキハ市町村、市町村

学校組合、町村学校組合若ハ設立者ニ於テ左ノ

事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

一 視町村立尋常小学校ニ在リテハ其ノ設置区

域ニ於ケル就学セシムヘキ児童ノ全数(最近

調)其ノ他ノ小学校ニ在リテハ入学セシムル

児童ノ予定員数

二 学級数及毎学級児童学年別人員(男女ノ区

別ヲ要ス)

三 設備ニ要スル予算

四 校地ハ方位、形状、坪数、高低、下水及四

圍ノ状況、校舍ノ位置等ヲ見ルニ足ルヘキ図

面及地所ノ位置(郡市町村字番地ヲ記載スル

ヲ要ス)毎筆ノ地目、段別並所有者

五 校舍ハ方位、形状、各室ノ間取坪数、窓ノ

位置大サ、出入口、廊下、便所其ノ他ノ概要

ヲ見ルヘキ図面

第二十一条 小学校ニハ土地ノ情況ニ依リ分教場

ヲ設クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本章ノ規定

ヲ適用ス

第四章 就学

第二十二条 学齡児童保護者ハ小学校令施行規則

第八十二条第一項ノ通知ヲ受クルモ該児童ヲ就

学セシメ難キ事故アルトキハ其ノ旨速ニ市町村

長ニ申出ツヘシ

第二十三条 市町村長ハ小学校令施行規則第八十

三条ニ依リ關係学校長ニ通知ヲ為ストキハ同則

第十号表ニ記載ヲ要スル既知ノ事ヲモ併セテ通

知スヘシ

第二十四条 私立尋常小学校ニ於ケル児童ノ入学

ハ其ノ児童ヲ保護スヘキ者ノ申出ニ依リ学校長

之ヲ調査シ設立者ニ協議ノ上市町村長ノ認可ヲ

受ケタル者ニ限り之ヲ許可スルコトヲ得

高等小学校ニ於ケル児童ノ入学ハ其ノ児童ヲ保

護スヘキ者ノ申出ニ依リ学校長之ヲ調査シ市町

村立小学校ニ就テハ管理者ニ私立小学校ニ就テ

ハ設立者ニ協議ノ上之ヲ許可スヘシ

学校長ハ前二項ニ依リ入学ヲ許可シタルトキハ

直ニ学籍簿ニ登記スヘシ入学後異動ヲ生シタル

トキハ直ニ加除訂正スヘシ

高等小学校及私立尋常小学校ノ学籍簿様式ハ小

学校令施行細則第十号表ヲ準用ス

第二十五条 小学校ニ於テ毎学年ノ始ニ非サル時

期ニ児童ノ入学ヲ申出ツル者アルトキハ学校長

ハ其ノ児童ノ学業行状等ヲ調査シ授業上及管理

上支障ナシト認メタル者ニ限り前条ノ手續ニ依

リ之ヲ許可スルコトヲ得

第二十六条 高等小学校及私立尋常小学校ニ於テ

退学ヲ申出テタル者アルトキハ其ノ児童ヲ保護

スヘキ者ニ就キ之ヲ調査シ相当ノ理由アリト認

メタルトキハ市町村立小学校ニ就キテハ管理者

ニ私立小学校ニ就キテハ設立者ニ協議ノ上之ヲ

許可スヘシ但シ私立尋常小学校ニ於テ学齡児童

退学ノ場合ハ直ニ市町村長ニ届出ツヘシ

第二十七条 学齡児童ノ保護者ニシテ遠隔ノ地ニ

居住シ其ノ他止ムヲ得サル事故アル者ハ市町村

長ノ承諾ヲ得学校所在地ノ居住者ヲ指定シテ其

児童ニ關スル事項ヲ処弁セシムルコトヲ得

第二十八条 高等小学校長及私立小学校長ハ在籍

児童ノ出席簿ヲ作り其ノ出席欠席ヲ記入スヘシ

第二十九条 小学校児童ノ出席簿ハ左ノ様式ニ拠

ルヘシ

一 志願ノ教員名目

(小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員、小学校専科何正教員、小学校准教員、尋常小学校准教員ノ内志願ノ教員名目ヲ記載スヘシ)

右志願ニ付願書差出候也

現住所

年月日

氏名 印

神奈川県知事宛

第二号様式 (用紙半紙)

履歴書

住所

氏名

生年月日

学業

一 年月日何学校ニ入学年月日何科卒業(証書写別紙ノ通)

一 年月日何々ニ依リ何免許状ヲ受ク(免許状写別紙ノ通)

業務

一 年月日何官拜命或ハ何業ニ従事年月日依願免官或ハ廃業又ハ現今在職従業等

賞罰

一 年月日何所ニ於テ何々ニ何賞ヲ受ク或ハ何罰ヲ受ク

右之通相違無之候也

年月日

何 某 印

第三号様式 (用紙半紙)

身体検査書

族籍

氏名

生年月日

一 体格

一 身長

一 体重

一 胸囲

一 中心視力

一 色盲

一 眼病

一 聴力

一 耳疾

一 呼吸器

一 神経系

一 皮膚

一 言語

一 既往現在ノ疾病又ハ畸形

右検査候処相違無之候也

年月日検査

住所

何学校医(学校医ニアラサル者ナルトキハ) 何 某 印

第六章 教員ノ進退

第三十七条 市長又ハ市町村学校組合管理者ハ小学校長及教員ノ任用ヲ知事ニ申請スルトキハ其

ノ俸給額ヲ具シ左ノ書式ノ履歴書及前条第三号書式ノ身体検査書ヲ添フヘシ

(用紙美濃紙)

年月日	修業任免賞罰其ノ他	官 校 名	卒業証書	履 歴 書	本 籍 地	族 籍	資 格
			及書証業卒 及書証業卒 及書証業卒 及書証業卒	名 氏 旧			

記載注意事項

書体ハ楷書ニテ記載スヘシ
氏名ニハ傍訓ヲ付シ捺印スヘシ
修業任免賞罰等ニ区分シ辞令ヲ受ケタル月日順ニ記載スヘシ

第三十八条 市長又ハ市町村学校組合管理者ハ其ノ小学校教員ノ転任ヲ要スルトキハ其ノ事由及俸給額ヲ具シ知事ニ申請スヘシ

第三十九条 市長又ハ市町村学校組合管理者ハ其ノ小学校教員俸給増額ノ必要アリト認メタルトキハ其ノ事由及増俸額ヲ具シ知事ニ申請スヘシ

第四十条 市長又ハ市町村学校組合管理者ハ其ノ小学校教員ノ俸給減額ヲ要スルモノアリト認メタルトキハ其ノ事由及減俸額ヲ具シ且ツ本人ノ承諾書ヲ添ヘテ知事ニ申請スヘシ

第四十一条 市長又ハ市町村学校組合管理者ハ其

ノ小学校教員ニシテ休職若ハ退職ヲ命セラルヘキ必要アリト認メタルトキハ其ノ情状ヲ詳悉シ知事ニ具申スヘシ但シ疾病傷痍ニ起因スルモノニ在リテハ学校医(学校医ノ設ナキ地ニ在リテハ開業医)ノ診断書ヲ添付スヘシ

第四十二条 市長又ハ市町村学校組合管理者ハ其

ノ小学校教員ヨリ退職出願ノ場合ハ其ノ事実ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スヘシ

前項ノ退職願出ニシテ其ノ事由疾病傷痍ニ起因スルモノニ在リテハ学校医(学校医ノ設ナキ地ニ在リテハ開業医)ノ診断書ヲ添付セシムヘシ

第四十三条 市長又ハ市町村学校組合管理者ハ其

ノ小学校教員休職者ノ復職ヲ要スルモノアルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ニ申請スヘシ

第四十四条 市町村立小学校教員ニシテ陸海軍現

役ニ服シ又ハ陸海軍ノ召集ニ応シタル者ハ入営命令又ハ召集令状ノ写ヲ添ヘテ知事ニ届出ツヘシ

前項該当者除隊ノトキハ其ノ年月日ヲ具シ直ニ知事ニ届出ツヘシ

第四十五条 市町村立小学校准教員及代用教員左

ノ各号ノ一二該当スルトキハ当然退職者トス

一 陸海軍現役ニ服シ又ハ戦時事変ニ際シ召集セラレタルトキ

二 就職学校ノ廃セラレタルトキ

第四十六条 市町村立小学校准教員及代用教員左ノ各号ノ一二該当スルトキハ知事ハ之ニ退職ヲ

命ス

一 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ職務ヲ行フニ妨アルトキ

二 不具癡疾ニ因リ又ハ身体若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ

三 学級編制ノ変更等ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

四 傷痍疾病又ハ自己ノ便宜ニ因リ退職ヲ出願シ相当ノ事由アリト認メタルトキ

五 其ノ他退職ヲ命スル必要アリト認メタルトキ

第四十七条 市町村立小学校准教員ニシテ免許状褫奪ノ処分ヲ受ケ又ハ其ノ免許状ノ効力ヲ失ヒタルトキハ当然其ノ職ヲ失フ

第七章 学校長教員ノ職務及服務

第四十八条 学校長ハ所属職員ニ校務ノ分掌ヲ命スルコトヲ得

第四十九条 学校長欠員若ハ不在ノトキハ上席教員其ノ事務ヲ取扱フヘシ

第五十条 学校長ハ教員ヲシテ調製セシムヘキ教案其ノ他必要ナル事項ヲ検閲スヘシ

第五十一条 学校長及教員ハ教授時間外ニ於テ教授ノ準備其ノ他ノ校務ニ服スヘシ

学校長及教員ハ特ニ必要ノ事故アルトキハ休業日ト雖公務ニ服スヘシ

第五十二条 学校長及教員(専科教員ヲ除ク)ハ始業時限前二十分迄ニ出勤シ終業時限後全校児童退散ノ後ニ於テ退出スヘシ

第五十三条 市町村立小学校校長及教員疾病傷痍又ハ其ノ他ノ事故ニ因リ欠勤若ハ遅刻スルトキハ

教授上管理上ニ関スル要件ヲ記載シ始業時限前

ニ其ノ旨学校ニ届出ツヘシ但シ単級ノ学校ニ在リテハ管理者ニ届出ツヘシ

前項疾病傷痍ノタメ欠勤スルコト十日以上ニ及フトキハ十日毎ニ医師ノ診断書ヲ添ヘ市ニ在リテハ市長、町村ニ在リテハ学校二届出ツヘシ

第五十四条 女教員ハ分娩ノ前後ニ於テ相当期間休養スルヲ要ス

第五十五条 町村立小学校校長及教員職務上居住スヘキ地ヲ離レムトスルトキハ職氏名、期日、事由、行先ヲ具シ校長ニ於テ知事ノ認可ヲ受クヘシ但シ校長ハ其ノ日数三日以内ナルトキハ知事ニ届出テ教員ハ七日以内ナルトキハ校長ノ認可ヲ受クヘシ

第五十六条 市町村立小学校校長及教員新任、転任(出向命令ヲ受ケタルトキモ含有ス)ノトキハ受令ノ日ヨリ五日以内ニ出發赴任スヘシ但シ五日以内ニ出發赴任シ難キトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第五十七条 市町村立小学校校長及教員転任、退職、退職又ハ免職ノトキハ直ニ司掌ノ事項ヲ詳具シ多級学級ニ在リテハ学校長又ハ上席教員、単級学校ニ在リテハ管理者ニ事務ノ引継ヲナスヘシ

第五十八条 市町村立小学校校長及教員ニシテ他ノ道府県小学校教員検定ヲ受ケムトスルトキ又ハ小学校教員外ノ職務ニ従事スルヲメ試験若ハ検定等ヲ願出テムトスルトキハ予メ知事ノ認可ヲ受クヘシ但シ文部省又ハ同省直轄学校ニ於テ

准 教 員	専科正教員		本科正教員		職 名 種 別
	下	上	下	上	
五 拾 五 円	六 拾 円	百 拾 円	百 拾 円	百 拾 円	一 級
五 拾 四 拾 五 円	五 拾 五 拾 円	百 九 拾 円	百 八 拾 円	百 七 拾 五 円	二 級
五 拾 三 拾 五 円	四 拾 四 拾 円	百 七 拾 五 円	百 八 拾 円	百 七 拾 五 円	三 級
五 拾 三 拾 五 円	四 拾 三 拾 五 円	百 六 拾 五 円	百 七 拾 五 円	百 七 拾 五 円	四 級
		五 拾 五 拾 五 円	五 拾 五 拾 五 円	五 拾 五 拾 五 円	五 級
		五 拾 四 拾 五 円	五 拾 四 拾 五 円	五 拾 四 拾 五 円	六 級
		五 拾 三 拾 五 円	五 拾 三 拾 五 円	五 拾 三 拾 五 円	七 級
				五 拾 四 拾 五 円	八 級
				五 拾 四 拾 五 円	九 級

第六十二条 教員ノ月俸額ハ左表ニ依ル

旅費及給与

第八章 市町村立小学校教員俸給、

第六十一条 市町村立小学校校長及教員ヨリ官庁ニ
差出ス文書ハ特別ノ規定アルモノ、外学校長ニ
在リテハ市町村長、又ハ学校組合管理者教員ニ
在リテハ学校長、市町村長、学校組合管理者ヲ
經由スヘシ

第六十条 学校長及教員ニシテ市町村長又ハ私設
団体、個人等ヨリ其ノ職務ニ関シ贈遺ヲ受ケム
トスルトキハ市ニ在リテハ市長、町村ニ在リテ
ハ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第五十九条 学校長及教員ニシテ族籍、氏名ヲ変
更シタルトキハ戸籍抄本ヲ添ヘ其ノ旨知事ニ届
出ツヘシ

施行スル試験若ハ検定ニ関シ本県ヲ經由スヘキ
制規ノモノハ此ノ限ニ在ラス

第六十三条 一級上俸ヲ受ケ特ニ功勞アル者ニハ
本科正教員ニ在リテハ式百四拾円マテ専科正教
員ニ在リテハ百六拾円マテ漸次増給スルコトア
ルヘシ

第六十四条 教員ノ月俸ハ当分ノ内等級相当ノ額
ヲ減シテ之ヲ支給スルコトアルヘシ

第六十五条 専科正教員ノ月俸ハ其ノ教授時数ニ
応シ等級相当ノ額ヲ減シテ之ヲ支給スルコトア
ルヘシ

第六十六条 教員ノ俸給ハ其ノ意ニ反シテ之ヲ減
スルコトナシ

第六十七条 休職ヲ命シタルトキハ小学校令施行
規則第百二十二条第四号及第五号ニ該当スル者
ヲ除クノ外休職中俸給ノ三分一ヲ支給ス但シ市
町村、市町村学校組合、町村学校組合又ハ其ノ
学区ニ於テ特別ノ事情アル場合並小学校令施行
規則第百二十二条第三号ニ該当スル者ニ対シテ
ハ之ヲ支給セサルコトアルヘシ

前項但書ノ場合ニ於テ支給セサルコトヲ必要ト
スルトキハ市長又ハ市町村学校組合管理者ヨリ
其ノ旨ヲ知事ニ具申スヘシ

第六十八条 正教員ニシテ徴兵令第十四条ノ規定
ニ依ル一年現役ニ服スル者ハ其ノ在營中俸給ノ
三分ノ二ヲ減ス

第六十九条 教員ニシテ陸軍給与令又ハ海軍給与
令ニ依リ俸給ヲ受クル者ニハ其ノ間俸給ヲ給セ
ス但シ其ノ額本職ノ俸給額ヨリ寡少ナルトキハ
其ノ不足額ヲ給ス

第七十条 市長ハ小学校令施行規則第三十五条第
四項第三十六条及第三十七条ノ教員又ハ高等小
学校ノ専科教員ニ給スヘキ俸給額ニ関シテハ市
参事会ノ意見ヲ聞キ知事ニ具申スヘシ但シ一旦
定リタル俸給額以内ニ於テ任用スル場合ハ其ノ
意見ヲ聞クノ限ニ在ラス

第七十一条 教員ノ俸給ハ毎月二十四日ニ於テ之
ヲ支給ス其ノ休日ニ当ルトキハ繰上トス

第七十二条 新任、転任、復職、増俸、減俸ノト
キハ其ノ当月分ノ俸給ハ発令ノ翌日ヨリ日割計
算ヲ以テ支給ス但シ支給日以後ニ係ルトキハ
其ノ際支給若ハ返納セシム

休職ハ減俸ト見做シ前項ノ規定ヲ適用ス但シ休
職給ヲ支給セサルトキハ其ノ当月分ノ俸給全額
ヲ休職ノ際支給ス

第七十三条 俸給支給上日割計算ノ法ハ其ノ月ノ
現日数ニ依ル

第七十四条 退職及死亡ノトキハ其ノ当月分ノ俸
給全額ヲ其ノ際支給ス但シ減給ノ者本文ノ場合
ニ該当スルトキハ其ノ減給額ニ相当スル当月分
ノ全額ヲ支給ス

第七十五条 転任又ハ免職ノトキハ発令ノ当日マ
テ失職ノトキハ職務ヲ執リタル日マテ俸給ヲ其
ノ際支給ス但シ支給日以後ニ係リ俸給ノ過渡
アルトキハ其ノ際返納セシム

第七十六条 忌引中ハ俸給全額ヲ支給ス

第七十七条 休職、退職、免職、失職等ノ者事務
引継ヲ了ルマテ校務ニ従事スルトキハ免職失職

ノ者ニ在リテハ其ノ間日割計算ヲ以テ従前ノ俸給ヲ支給シ休職、退職ノ者ニ在リテハ其ノ翌月ヨリ日割計算ヲ以テ従前ノ俸給ヲ支給ス

第七十八条 教員死亡シタルトキハ其ノ在職中ト休職中トニ拘ラス在職最終ノ俸給四箇月分ヲ其ノ遺族ニ給ス

前項遺族ト称スルハ配偶者、子、父母、孫、祖父母及兄弟姉妹ニシテ同一戸籍内ニ在ル者ヲ謂フ

第一項ノ死亡給与金ヲ受クヘキ遺族ノ順位ハ前項ニ掲ケタル順序ニ依リ同順位内ニ在リテハ家督相続人ハ其ノ他ノ者ニ、男ハ女ニ、長ハ幼ニ先ツ

第七十九条 病氣ノ為執務セサルコト九十日ヲ超ユル者及私事ノ故障ニ依リ執務セサルコト三十日ヲ超ユル者ハ俸給ノ半額ヲ減ス但シ公務ノ為傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ服忌及特旨ニ依リ賜暇休業スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第八十条 俸給支給方ニ関シテハ本章ニ規定アルモノヲ除ク外判任文官ノ例ニ依ル

第八十一条 学校長及教員職務ノ為旅行スルトキハ旅費ヲ支給ス

第八十二条 旅費ハ左ノ区分ニ依リ三等トシ車馬賃、日当、宿泊料、食卓料及移転料ハ左表ニ依リ之ヲ支給ス

- 一等 奏任官待遇学校長
- 二等 学校長及正教員
- 三等 准教員

等級	区分			移転料
	車馬賃	日当	宿泊料	
一 等	五十五 錢	二 日	四 夜	内 外 郡 市 外 郡
二 等	五十 錢	一 日	三 夜	内 外 郡 市 外 郡
三 等	四十 錢	一 日	二 夜	内 外 郡 市 外 郡

県外出張ノ場合ハ一等該当者ハ内国旅費規則別表奏任官六等以下ノ額二等該当者ハ同判任官六級俸以下ノ額ヲ支給ス

第八十三条 鉄道賃ハ實際ノ料金ニ依リ左ノ區別ニ從ヒ旅費、運賃及急行料金ヲ支給ス

- 一 一等該当者ニ在リテハ一等ノ運賃但シ一等車ノ連結ナキ線路ニ依ル旅行ニ在リテハ二等ノ運賃
- 二 二等該当者ニ在リテハ二等ノ運賃
- 三 三等該当者ニ在リテハ三等ノ運賃
- 四 運賃ノ等級ヲ二階級ニ区分スルモノニ在リテハ一等及二等該当者ハ上級ノ運賃、三等該当者ハ下級ノ運賃其ノ等級ヲ設ケサルモノニ在リテハ其ノ乗車ニ要スル運賃
- 五 五十哩以上ノ旅行ニ在リテハ普通急行料金但シ急行料金ヲ徴セサル線路ニ依リ旅行スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス
- 六 百哩以上特別急行列車ニ乗車シタル場合ニ於テハ特別急行料金
- 七 特別ノ必要ニ依リ普通急行列車又ハ特別急

行列車ニ乗車シタル場合ニ於テハ前二号ノ規定ニ拘ラス其ノ乗車スル急行料金
船賃ハ旅客運賃（解船賃ヲ含ム）及急行料金ニ依リ鉄道賃ノ例ニ準シ之ヲ支給ス

車馬賃 一里ニ付	三十 錢	二 円	一 円
宿泊料 一夜ニ付			
日当 一日ニ付			

第八十四条 学校長及教員各種講習員トシテ出席ノ為旅行スルトキハ左表ニ依リ之ヲ支給ス

第八十五条 赴任手当及家族移転料ハ県内ノ赴任又ハ移転ニ対シテハ之ヲ支給セズ移転料ハ家族アルモノ、外支給セズ

第八十六条 旅費支給方ニ関シテハ本章ニ規定アルモノヲ除ク外明治四十三年勅令第二百七十四号内国旅費規則ヲ準用ス

第八十七条 教員ニシテ一週三十二時ヲ超エ教授ヲ担任スル者ニハ手当ヲ支給ス

教員ニハ前項ノ外臨時ニ手当ヲ支給スネコトアルヘシ

手当ノ支給方法ハ俸給支給ノ例ニ準ス
第八十八条 学校長又ハ教員ニシテ特ニ勤勞アル者ニハ慰勞金ヲ給スルコトアルヘシ
教員ニシテ宿直スル者ニハ賄料ヲ給ス
第八十九条 学校長又ハ教員ニシテ職務ノ為メ傷

療ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者ニハ療治料ヲ給ス

第九十条 教員ニハ土地ノ状況ニ依リ住宅料ヲ給スルコトアルヘシ

第九十一条 宿直賄料、療治料、住宅料ノ支給額及支給方法ハ学校管理者ニ於テ之ヲ定ムヘシ

学校管理者ハ前項ノ支給額及支給方法ヲ定メタルトキハ直ニ知事ニ開申スヘシ

町村立学校長又ハ教員ニ第八十八条ノ慰勞金ヲ給スル場合ハ管理者ニ於テ其ノ額ヲ定メ之ヲ支給シ直ニ知事ニ開申スヘシ

第九章 代用教員

第九十二条 市町村立小学校代用教員ノ月俸ハ二十円以上六十円以下ノ範圍内ニ於テ之ヲ給ス

但シ図画、唱歌、体操、裁縫、手工、農業、商業、家事、外国語ノ一科目又ハ数科目ヲ限リ教授スル代用教員ハ此ノ限ニ在ラス

第九十三条 代用教員ニ関シテハ特ニ規定アルモノヲ除ク外其ノ服務及俸給、旅費其ノ他諸給与ノ支給方法等ハ准教員ニ関スル規定ヲ準用ス

第十章 授業料

第九十四条 市町村、市町村学校組合、町村学校組合ニ於テ授業料徴収ニ関シ知事ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具スヘシ

- 一 徴収スヘキ授業料額及其ノ徴収方法
- 二 当該年度市町村、市町村学校組合、町村学校組合又ハ学区歳入出予算書

第九十五条 市町村立小学校補習科ノ授業料額ヲ

定メタルトキハ知事ニ届出ツヘシ

第十一章 小学校ニ類スル各種学校

第九十六条 小学校ニ類スル各種学校長、教員ノ採用、解職ノ手續及俸給諸給与等ニ関シ特別ノ規定ナキモノハ市町村立小学校本科正教員ニ関スル規定ヲ準用ス

第九十七条 私立小学校ニ類スル各種学校ノ学校長及教員ノ採用ヲ届出ツルニハ職名、氏名、履歴及給料額ヲ具スヘシ

採用ノ後前項ノ給料額ヲ増減シタルトキハ其ノ都度之ヲ届出ツヘシ

第九十八条 小学校ニ類スル各種学校ニ於テ臨時ニ休業ヲ為サムトスルトキハ五日以上ニ亘ルモノハ市町村立ニ在リテハ管理者ニ於テ私立ニ在リテハ設立者ニ於テ知事ニ届出ツヘシ

第九十九条 小学校ニ類スル各種学校教員ノ免許ヲ得ムトスル者ハ願書ニ履歴書ヲ添へ就職セムトスル学校ノ管理者又ハ設立者ヲ経テ知事ニ出願スヘシ

知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ出願者ニ對シテ小学校教員檢定ノ試験科目及其ノ程度ニ依リ一科目若ハ数科目ノ試験ヲ行フコトアルヘシ

第一百条 前条ノ免許ハ当該学校在職間有効ノモノトス

33 尋常小学校の校数・位置の指定・変更に関する内申のこと

十五教発第七四号

大正十五年八月十三日 学務部長

市町村長、町村学校組合長殿

小学校位置指定等ニ関スル件

尋常小学校ノ校数並位置ヲ定メ若ハ変更スルノ必要アリト認ムル時ハ左記事項ヲ具シ御内申相成度此段及通帳候

記

- 一 市町村又ハ学校組合略図(図面ニハ市町村及大字名、部落名、道路、山川ノ位置、指定ヲ受ケムトスル位置並現存ノ学校アル時ハ其ノ位置、通学区ノ境界及其ノ区域内ニ於ケル通学者ノ最遠距離其ノ他地勢上通学ニ関係ヲ及ボス事項ヲ記載スルヲ要ス)
- 二 指定ヲ受ケムトスル校地(字名、地目、地番、各筆坪数表並總坪数)
- 三 指定ヲ受ケムトスル校地ノ図面(図面ニハ字名、地目、番地、坪数、方位、高低及隣地ノ地目、附近ノ状況ヲ記載スルヲ要ス)
- 四 当該学校ニ就学セシムヘキ男女別児童数但シ高等科ヲ併置シアル場合若ハ併置セムトスル場合ハ其ノ収容見込男女別児童数
- 五 校地ハ買収ニ依ルカ借入又ハ寄附ニ依ルカ等ノ別
- 六 買収ニ依ルトセハ其ノ価格支出年度並ニ其ノ財源
- 七 校地使用種別
- イ 建物敷地坪数

- ロ 運動場坪数
- ハ 其ノ他坪数
- 八 其ノ他参考トナルヘキ事項

34 公立小学校児童の遠足実施上の心得のこと

十五教発第七七号

大正十五年八月十三日 学務部長

市町村長宛
小学校長宛

公立小学校児童遠足実施ノ場合ハ爾今左記ノ通御心得相成度依命此段及通牒候也
追テ明治四十一年十一月内教第一、一四〇号ノ一通牒ハ廃止ト御承知相成度

記

- 一 成ルヘク授業時間ヲ妨ケサルコト
- 二 一学年間ニ於テ二回ヲ超エサルコト
- 三 遠足ハ学校長ニ於テ決行シ事後遠足月日、遠足地、目的、示教事項、附添教員職氏名、児童数、児童一人当経費等ヲ具シ直ニ知事ニ開申スルコト
- 四 特別ノ事情アル場合ハ尋常科第六学年以上ニ限り宿泊ヲ許スコトアルヘシ
- 五 宿泊ヲ要スル場合ハ学校長ニ於テ十日以前ニ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クルコト
- イ 遠足ノ目的、示教事項
- ロ 日程

- ハ 附添教員職氏名
- ニ 参加児童数（学年男女別）
- ホ 不参加児童ノ不参加別事由
- ヘ 経費一人当金額及同上負担内訳
- ト 宿泊ヲ要スル事由

35 校舎の設備標準・学校体操設備標準に関すること

昭和二二年六月八日

二教発第八一号

市町村長 学務部長
学校長 殿

校舎ノ適當ナル設備標準並学校体操設備標準ニ関スル件
過般文部省ニ於テ開催相成候全国学校衛生技師会議及体育運動主事會議ニ於テ夫々別記ノ標準協定相成候条参考ニ供セラレ度

校舎ノ適當ナル設備標準

（昭和二年四月学校衛生技師會議協定事項）

学校ノ建築ニ関シ一定ノ標準ヲ定ムルハ困難ナルモ現狀ニ鑑ミ適當ナリト認メラル、設備標準大凡左ノ如シ。

- 第一 校地
- 一 校地
- イ 位置 通学区ノ中央部ニ位シ児童ノ通学ニ最モ便利ナル場所ヲ選ブコト。

ロ 土質 動植物性腐朽物ノ埋蔵量少ナク排水容易ニシテ地下水低ク且乾燥シ易キ高燥ナル地タルコト

ハ 周囲ノ状況 有害ナル瓦斯、煤煙、塵埃等ヲ發生シ若クハ喧噪ナル工場、鉄道線路、娼家、劇場寄席、刑務所、墓地、火葬場、伝染病院、牧場、其他有害瓦斯ヲ發生スル池沼、危険ヲ招クベキ沼池、河川等道德上衛生上並教授管理上障害ヲ来スベキ虞アル場所ヨリ成ルベク遠ザクルコト。

ニ 飲料水 校地内ニハ必ズ善良ナル飲料水及雑用水ヲ供給スルノ設備ヲナスコト、井ハ掘抜ヲ可トスレドモ然ラザル場合ハ堅牢ナル井側ヲ設ケテ汚水ノ浸入ヲ防ギポンプ装置トシ、又井蓋ヲ備フルコト。

二 屋外運動場

イ 地 表 適度ノ硬度及弾力ヲ有シ平坦ニシテ排水佳良ナルコト。

ロ 広 薩 児童一人ニツキ三米平方以上、生徒一人ニツキ四米平方以上ヲ要ス、但シ最少限度三千九百平方米ヲ下ラザルコト。

ソノ形ハ方形若ハコレニ類スル形状タルコト。

ハ 撒水防塵設備 適當ナル撒水設備及防塵ノ設備ヲ欠カザルコト。

- ニ 日覆設備 夏季ニハ適當ナル日蔭ヲ作ルコト。
- ホ 洗淨装置 教室ニ接セル場所ニ流出装置ノ手洗場並足洗場ヲ設クルコト。
- 三 教室間ノ空地

校舍二棟以上ヲ並接スル場合其ノ相互ノ間隔ハ各棟ノ距離ト其ノ建物ノ高サトノ比ヲ三ト二トノ割合ニ保タシメ其ノ間ノ空地ニハ成ルベク草花園ヲ設ケ教室ノ採光ヲ遮ルベキ喬木ヲ植フルヲ避ケ、風致ヲ兼ネタル溜池ヲ設ケテ火災ニ備フルコト。

第二 校舎

一 基礎工事

堅固ナル基礎工事ヲ為スコト。

二 配置

学級編成及児童生徒ノ性別等ニ応ジテ之ヲ定ム可キモ概シテ正面ヲ玄關トシ、附近ニ教員室衛生室ヲ設ケ又ハ近クニ図書室、応接室、器械標本室小使室、宿直室等ヲ設ケ、其他順次各学級ニ応ズル通常教室、特別教室及ビ必要ナル諸室ヲ設ケ、ソノ建築ハ教授上、衛生上ノ便ヲ図リ質朴堅牢ナルコト、奉安所ハナル可ク別棟トスルヲ可トス。

三 普通教室

イ 向 キ 一般ニ南々東ヲ可トスレドモ土地ノ状況ニ応ジ、季節、風向、地勢等ヲ顧慮スルコト。

ロ 大 サ 教室ノ長サハ八乃至九米、幅ハ六乃至七米トスルコト。

ハ 天 井 天井ハ床面ヲ距ルコト三乃至四米トシ、其ノ色ハ白色ヲ可トス。

ニ 床高サ 地上ヨリ〇、七米以上ニシテ床面滑沢堅固ナルヲ要シ床下ノ四方ニ風抜ヲ設クルコト。

ホ 採光窓 座席ノ左方ニ設ケ其ノ総面積ハ床面積ノ五分ノ一以上トシ、其ノ下縁ノ位置ハ床上凡ソ〇、七五米、其ノ上縁ハ床上二米八〇以上ニシテ、

成ルベク天井ニ接近セシメ、其ノ上部ハ欄間トシ開閉シ得ベキ小窓トナスコト。

窓ノ硝子ハ下一段ノ外透明ナルモノヲ用ヒ、白色若ハ淡黄色ノ窓懸或ハ日□ヲ設クルコト。

窓ハ生徒児童坐席ノ前面ニ設クルコトヲ得ズ、猶前面ノ壁ヨリ後方約一米以内ニモ之ヲ設ケザルコト。

ヘ 補助窓 廊下ニ接スル側ニハ下縁床上ヨリ〇、七五米、其ノ上縁ハ床上ヨリ二米以上ノ窓ヲ設クルコト。

ト 壁 滑沢ニシテ床上凡ソ〇、七五米ノ高サハ腰板張トシ、色ハ淡黄色若クハ淡緑色ソノ他ノ中性色トナスコト。

チ 出入口 各教室ニハ通常二箇所ノ出入口ヲ設クルコト。

リ 換気孔 各教室ニハ天井ソノ他ノ適當ナル位置ニ換気孔ヲ設クルコト。

四 特別教室

イ 成ルベク示教実習ニ便ナルヲ可トシ、ソノ大サハ九米二十三米ヲ越ヘザルコト。

ロ 家事実習室ハ漆喰張、裁縫室ハ三方光線、作業ハ椅子式タラシメ、唱歌室、手工室ハナルベク他ノ教室ヨリ離隔セル位置ヲ選ブコト。

ハ 特別教室ノ壁ノ色ハ其ノ目的ニヨリ、ソノ色ヲ顧慮スルコト。

五 廊 下

イ 幅 廊下ハ片廊下ヲ常例トシ其ノ幅ハ二米以上ナルヲ要シ、床ハ特ニ滑沢堅固ナルコト。

ロ 窓 廊下ノ窓ハ下縁床上〇、八〇乃至一米上縁ハ床上ヨリ二米以上トシ硝子窓トスルコト。

ハ 手洗場 廊下ノ適當ナル場所ニ流出装置ノ手洗場ヲ設クルコト。

ニ 階 段 二階建以上ノ校舎ニアリテハ二箇以上ノ階段ヲ設クルコト。

階段ハ幅一、八米以上、蹴上〇、一五乃至〇、一六米、踏面〇、二四乃至〇、三米トシ勾配ハ床ニ對シ四十五度以下ニシテ直線二重折ト為シ中間ニ踊場ヲ設ケ兩側ニ手欄ヲ設クルコト。

六 昇降口

イ 昇降口ハ成ルヘク男女ヲ區別シ常風ノ方向ヲ避クルコト。

ロ 床ハアスファルト、タークレー、コンクリート、石、煉瓦等ノ硬材ニテ造ルコト。

ハ 昇降口ニハ下駄箱並排水ニ注意セル雨具置場ヲ設クルコト。

ニ 昇降口ニハ湿性、乾性二種ノ足拭ヲ備付クルコト、但シ靴ノ儘昇降スル校舎ニ在リテハ、児童生徒ノ員数ニ応ジタル塵掃、靴拭、靴洗器等ヲ備付クルコト。

七 便 所

イ 便所ハ成ルベク水洗净化装置トナシ、然ラザルモノハ別棟ヲ常例トシ、教室ヲ距ルコト六米以上、井ヲ距ルコト八米以上トシ、教室トノ連絡ニハ成ル可ク渡廊下ヲ設クルコト。

ロ 便所ハ男女ヲ區別シ、男子凡ソ百人ニ付大便所二ヶ以上、小便所四ヶ以上、女子ハ凡ソ百人ニ付

五ヶ以上ノ割合ヲ以テ設クルコト。

ハ 便所ノ床、糞壺、尿溝、注壁等ハ不滲透物ヲ以テ作り、小便所ニハ陶器性漏斗ヲ用キ、尿溝ニハ覆ヲナスコト。

ニ 大便所及女子用便所ニハ硬質製杓型踏場ヲ設ケ扉ハ自由蝶番トシ扉ノ対側壁ニハ床上ヨリ高サ〇、一米ノ窓ト天井ニ近ク高サ〇、三米ノ窓ヲ設ケ共ニ不透明硝子ヲ用フルコト。

八 屋内体操場

イ 天井ノ高サハ床上ヨリ五米以上トシ、床ハ堅固滑沢ナル板張トスルコト。

ロ 面積ハ二五〇平方米以上ニシテ左右両面ニ窓ヲ有シ前後両面ヲ堅固ナル壁トシ左右幅ニ前後ヲ長サトセル長方形トナシ、ソノ比ハ二ト三ナルヲ可トス。

ハ 屋内体操場ニ附属シテ準備室ヲ設ケ、更衣所並流出洗浄装置ヲ設クルコト。

ニ 屋内体操場ト教室トハ渡廊下ヲ以テ連絡スルコト。

九 衛生室

イ 衛生室ハ職員室ニ接シ、若ハ全生徒児童ノ為メ成ルベク便利ナル所ニ設クルコト。

ロ 衛生室ノ構造ハ教室ニ準抛シ、ソノ広サハ教室ノ二分ノ一以上ナルヲ要ス。

ハ 衛生室ニハ流出手洗装置、執務机、椅子、寝台、身体検査用器具、救急用機械器具、薬品及棚ヲ設クルコト。

第三 雑

一 土地ノ状況ニ依リ成ル可ク冬季ハ暖房装置ヲ為シ、又暖房器ヲ備フルコト、暖房装置ハ電気、蒸気、熱気等ニヨルモノヲ良シトス。ストーブ、火鉢等ヲ使用スル際ニハ必ず換気用通風管ヲ設クルコト。

二 校舎ヨリ離レタル校地ノ一隅ニ火防装置ヲナセル塵埃焼却場ヲ設クルコト。

三 講堂ト校舎トノ間、校舎ト寄宿舎トノ間等ニ防火戸又ハ防火壁ヲ設ケ湯沸用竈ヲ石造トシ又ハ消火用ノ井戸ヲ設クル等ノ設備ヲナスコト。

学校体操設備標準

(昭和二年五月体育運動主事會議協定事項)

学校体操教授要目実施上必要ナル設備ハ各地方ノ情况ニヨリ異ルト雖其ノ標準概ネ左ノ如シ

第一 運動場

一 屋外運動場

1 長方形又ハ之ニ近キ形状ニシテ適當ノ硬度及彈性ヲ帯ヒタル平坦ノ土地トシテ周囲ニハ適當ナル植樹ヲナシ暴風、日蔭、風致ヲ考慮スルコト

2 實際運動ニ使用シ得ヘキ面積ハ小学校九千平方
米女子中等学校壹万壹千平方、男子中等学校貳
万平方米以上トス

3 トラック(小学校及女子中等学校ニ於テハ二百
米男子中等学校ニ於テハ三百米以上)フキールド
ノ設備、手足ノ洗場、撒水、排水ノ設備ヲナシ土
地ノ状況ニヨリプールヲ設クルコト

二 屋内運動場

1 實際運動場ニ使用シ得ヘキ面積ハ五百平方米以

上ニシテ長方形ヲナシ床ヨリ梁マテノ高サハ五米
以上トシ床ハ堅固ナル板張トスルコト

2 教壇、黒板、大鏡、寒暖計(土地ノ情况ニヨリ
暖房装置ヲナス)ヲ設クルト共ニ器械置場、更衣
室、洗浄室等ヲ附設スルコト

3 通気採光ヲ考慮シ天窗、採光ヲ可トス

第二 用具

各種ノ学校ニ於テ一時限ニ二學級(五十名)ヲ教授スル
場合ニ必要ナル用具ノ標準ハ概ネ左ノ如シ

一 体操ニ要スルモノ

名 称	小学校	女子中 等学校	男子中 等学校
1 肋 木	二五	二五	二五
2 腰 掛	五〇	五〇	五〇
3 横 木	五	五	五
4 平均台	八	八	八
5 跳 箱	四	四	四
6 バック	四	四	四
7 踏切板	四	四	四
8 マット	八	八	八
9 鉄 棒	八	八	八
10 立 棒	八	八	八
11 吊 棒	四	四	四
12 吊 繩	四	四	四
13 階 梯	二	二	二
14 斜吊繩	二	二	二
15 窓 梯	二	二	二
16 跳下台	一	一	一

17	跳繩	八	八	八
18	指揮台	一	一	一
二	遊戯及競技ニ要スルモノ	小学校	女子中 等学校	男子中 等学校
1	繩跳用繩	五〇	五〇	〇
2	置換競争用具	四組	四組	四組
3	旗	二五	〇	〇
4	綱引用綱	一	一	一
5	メヂンボール	四	四	四
6	棍棒	二	二	〇
7	スポンヂボール	四打	四打	四打
8	同標的	八	八	八
9	バト	二	二	二
10	砲丸	〇	〇	〇
11	砲丸投足留木及サークル	〇	〇	二
12	円盤	〇	〇	二
13	円盤投サークル	〇	〇	二
14	槍	〇	〇	一〇
15	ハードル	四八	〇	六〇
16	ポール	〇	〇	二〇
17	高跳用台	二	二	二
18	バ	二	二	二
19	移植小	一〇	一〇	一〇
20	スコップ(鍬)	四	四	四
21	出発相図用ピストル	二	二	二
22	ストップウォッチ	三	三	三
23	ライン引用具	二	二	二

24	巻尺	二	二	二
25	プレイグラウンドボール	一〇	一〇	一〇
26	プレイグラウンドボール用具	二組	〇	二組
27	バスケットボール	一〇	一〇	一〇
28	バスケットボール用具	二組	二組	二組
29	ドッジボール	五	五	五
30	ヴァレーボール	一〇	一〇	一〇
31	ヴァレーボール用具	二組	二組	二組
32	フットボール	五	五	五
33	フットボール用ゴール	一組	〇	一組
34	ハンドボール用ゴール	〇	一組	一組
35	ポートボール用具	一組	一組	一組
36	ポンプ	二	二	二
37	口締器	二	二	二
38	オルガン又ハピアノ	一	一	〇

備考
 1 本標準ハ小学校八級、中等学校十五級ヲ基準トス
 2 本標準ハ数量ヲ示セルモノニシテ設計ヲ含マサルモノトス
 3 本標準ハ教練及武道ニ関スル設備ヲ含マス
 4 課外運動其ノ他ニ要スルモノハ適宜設備スルモノトス
 5 遊戯及競技ニ要スル用具ノ数中(師)トアルハ師範学校ニ必要ナルヲ示ス

36 運動競技会への学生・生徒・児童の参加に
 関すること

二教収第六一四〇号
 昭和二年九月二十三日
 学務部長

各 学 校 長 殿

運動競技会学生生徒児童参加ニ関スル件
 近時運動競技隆興ノ結果各種ノ運動競技会多ク開
 催セラレ体育振興上効果尠ナカラザルモノ有之之
 ガ健全ナル発達ヲ促スハ甚ダ意義アルコトト思料
 セラレ候処動モスレバ之ニ伴ヒ弊害ヲ貽ス虞ナキ
 ニアラザルヲ以テ運動競技ノ実行ニ関シテハ大正
 十五年四月本県訓令第十三号ノ趣旨ニ抛リ万全ヲ
 期セララル様致度特ニ全国的ノ綜合競技会ニ於ケ
 ル学生生徒児童ノ参加ニ関シテハ其ノ筋ヨリ通牒
 ノ次第モ有之自今左記ニ依リ土地ノ情況ニ応ジ教
 育上支障無キ場合ニ限り参加差支無之尚今回全国
 的ノ綜合競技会タル明治神宮体育大会ニ於テハ十
 一月三日ヲ最終日トシテ毎二年ニ一回開催ノコ
 ト、相成候ニ就テハ本通牒ニヨリ適宜御処置相成
 度此段及通牒候也

追テ大正十五年十月十二日教第六七一〇号「明
 治神宮競技会学生生徒児童ノ参加ニ関スル件」通
 牒ハ自然廢止セラレタルモノト御了知相成度申
 添候也

記

- 一 学生生徒ノ参加スル全国的ノ綜合競技会ハ毎二年
 以上ニ一回開催スルモノタルコト
- 二 中等学校以下ノ生徒児童ハ前項ノ競技会ニ参加セ
 シメザルコト但シ開催地附近ノ学校ニ在リテハコノ
 限ニアラザルコト

37 修学旅行・遠足等に際し衛生上の注意に
関すること

二教発第一二五号

昭和二年十月五日

学務部長

各 学 校 長 殿

修学旅行遠足等ニ際シ衛生上ノ注意ニ

関スル件

学校ニ於テ生徒児童ノ修学旅行又ハ遠足等ヲ施行
スル場合ハ其ノ健康状態及携行スヘキ飲食物ノ品
質、数量、調製、購入等ニ就テ家庭ト共ニ充分ノ
注意ヲ払ヒ尚予メ経過地、目的地ニ於ケル伝染病、
地方病等ノ流行状態ヲ調査シ以テ学校衛生上遺憾
無キヲ期セラレ度此段及通牒候也

38 全国体育デーの実施に関する事

二教収第六四六七号

昭和二年十月二十二日

学務部長

市町村長

学 校 長 殿

全国体育デーニ関スル件

毎年十一月三日ヲ中心トシテ施行セラル、全国体
育デーニ関シテハ種々御配慮ニヨリ毎回良好ナル
効果ヲ収メ来リ候処更ニ一層体育ニ関スル思想及
実施ノ普及徹底ヲ期シ度候ニ付本年第四回全国体

育デー実施ニ際シテハ公私各関係者（教育会、学
校衛生会、青年団、処女会、在郷軍人会、体育団
体、銀行会社、商店等）ヲ御督励ノ上別紙要項ニ
ヨリ一層適切ナル措置ヲ講ゼラレ以テ本施設ノ目
的ヲ貫徹セラル、様可然御配意相成度
追而本施設実施後ノ概要承知致度候ニ付主催者、
期日、実施事項、参加人員及其ノ他参考事項御
調査ノ上ニ通宛御報告相煩ハシ度

記

全国体育デー実態要項

- 一 体育ノ普及發達ヲ図ル為全国体育デーヲ設ク
- 二 全国体育デーハ毎年十一月三日全国一斉ニ之
ヲ行フモノトス土地ノ情况ニヨリ各地方ニ於テ
ハ二乃至三日間連続シテ之ヲ行フコトアルベシ
- 三 全国体育デーハ市町村、学校其ノ他各種ノ団
体ニ於テ主催スルヲ便トス
- 四 実施ニ際シテハ予メ左ノ準備ヲ行フ
イ 各種ノ方法ニヨリ予メ全国体育デーノ趣旨
ヲ周知セシムルコト
ロ 全国体育デーノ行事日程ヲ作製スルコト
- 五 実施事項ハ大要左ノ項目ニツキ適宜之ヲ行フ
モノトス
イ 運動会、競技会、競技検査、遠足、登山其
ノ他適當ナル体育運動ヲ行フコト
ロ 体育事業表彰、健康表彰等ヲナスコト
ハ 体育ニ関スル講演、講話等ヲ行フコト
ニ 体育ニ関スル懇談会等ヲ開クコト
ホ 体育ニ関スル調査研究ノ發表ヲナスコト

ヘ 活動写真、ポスター、展覽会等ニ依リ宣伝
ヲナスコト

ト 衛生訓練、衛生検査等ヲ行フコト

チ 建物及戸外ノ清潔方法ヲ行フコト

リ 公園、遊園、運動場、校庭、社寺境内等ノ

利用ヲ奨励スルコト

ヌ 全国体育デーノ趣旨宣伝ノ為当日ハ花又ハ

マーク等社会ノ注目ヲ惹クヘキ物ヲ公衆ニ配
布スルコト

ル 其ノ他体育ニ関スルコト

39 簡易図書館施設要項に関する事

三教発第一三七号

昭和三年十月二十六日

内務部長

市町村長

公私立学校長

教育会長 殿

青年団長

女子青年会長

簡易図書館施設要項ニ関スル件

図書館ハ之方設置維持宜シキニ從ヒ其ノ利用方法
完キニ於テハ公衆知徳修養ノ機関トシテ文化進展
ニ寄与スル所少ナカラザルハ言フヲ俟タザル処ト
存候然ルニ本県下ニ於ケル実況ニ觀ルニ其数ニ於

テ全国末位ニ近キノミナラズ其ノ施設ノ内容亦甚ダ遺憾ノ点多キヲ以テ此点ニ関シテハ昨年市町村長会議席上ニ於テモ指示セラレタル次第ナルモ本年ハ恰モ御大札ヲ挙ゲサセラル、ノ期ニ当ルガ故ニ其ノ記念事業トシテ之ガ新設ヲ企ツルモノ既ニ二十有余館ニ達シ尚益々増加ノ傾向アルハ洵ニ喜ブベキ現象ニ有之候就テハ其ノ施設ヲ過タザルノ用意必要ト認メラレ候条爾今簡易図書館ヲ設立セントスル場合ニハ関係法令等（明治三二年二月）（明治四三年六月文） 図書館令施行規則（明治四三年二月）（部省令第一八号） 図書館令施行規則（明治四三年二月）（月文部大臣訓令） 大正一〇年七月勅令第三二六号公立図書館職員令 大正一二年八月神奈川県令第七二号社会教育施設奨励規程、明治四四年一月神奈川県通牒内教第一〇一七号ノ）参照ノ上左記要項ニ準拠シテ土地ノ実情ニ照シ最適切ナル企画ヲ為シ申請又ハ開申相成候様致度既ニ設立セラレタル向ニ在リテモ右ニ準ジテ漸次其ノ内容ヲ整備シ将来一層之ガ普及及発達ヲ図リ其ノ実績ヲ挙げラル、様致度依命此段通牒候也

簡易図書館施設要項

一 設置手続

- 一 図書館ノ敷地ハ主トシテ交通、風教、衛生ノ諸方面ヨリ觀察シテ最モ適當ナル場所ヲ選ブベク之ヲ交通便ナル所ニ求メ難キ場合ニハ分館又ハ巡回文庫等ノ制ヲ設ケテ其ノ欠点ヲ補フベキコト
- 一 設置及廃止ノ手続ハ図書館令施行規則第一条ニ依リ公立図書館（府県立以外ノ）ニ在リテハ其ノ管理者ヨリ知事ノ認可ヲ受ケ私立図書館ニ在リテハ設立者ヨリ知事ニ開申スルコト
- 前項ノ申請又ハ開申ニハ左記ノ事項ヲ具備スルコト

- | | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 一 名称
何市（町、村）立「何」図書館（公立）「何」図書館（私立） 二 位置
何郡（市）何町（村）何番地（独立ノ場合）何小学校内（校舎一部充用ノ場合） 三 経費及維持ノ方法
公立ノ場合ニハ市（町、村）費ヲ以テ維持スルヲ本体トシ別ニ篤志者ノ寄附金ヲ以テ維持スルモノナルトキハ其ノ旨記載スルコト 私立ノ場合ニハ篤志者ノ寄附金及會員ノ会費ニ開スル事項 孰レノ場合ニモ歳入歳出予算書ヲ添付スルコト 四 敷地建物ノ坪数及図面
特定ノ敷地建物ナキトキハ図書館ニ充用スベキ建物ノ所在及其ノ充用室ノ坪数其ノ出入口、書庫及閲覧室等ノ関係ヲ明示スベキ図面 五 開館年月日 六 館 則 <ul style="list-style-type: none"> 二 設備及経費 | <ul style="list-style-type: none"> 一 簡易図書館ハ必ズシモ特定ノ独立建物ヲ要セズ学校、役場、青年会館、公会堂、寺院等ノ一部ヲ利用スルモ可ナルコト 一 ナルベク適宜ノ場所ニ分館ヲ設ケ公衆ヲシテ往來ノ途次図書新聞雜誌等ヲ閲覧スルニ便ナラシムルコト 一 図書館ノ成績ハ単ニ図書ノ多数ナルコトニノミ依リテ揚ゲ得ラルベキモノニアラズ之ヲ整理運用スル | <ul style="list-style-type: none"> 職員ノ如何ニ関係スル所多キニ依リ濫ニ人件費ヲ惜シマザル様注意スルコト 三 図書ノ選択及購入 <ul style="list-style-type: none"> 一 図書ハ土地ノ状況、閲覧者ノ業態及智識ノ程度、館ノ経費等ニ鑑ミ大体左記ノ標準ニ適スルモノヲ選択シ職員ノ嗜好偏見ニ因ハレザル様注意スルコト 一 日常生活ニ必須ナルモノ 一 風教ニ裨益アルモノ 一 民衆ノ読書趣味ヲ促進スルニ適スルモノ 一 家庭ノ読物ニ適スルモノ 一 少年少女ノ読物ニ適スルモノ 一 青年及学生ノ補習修学ニ資スルモノ 一 地方ノ自治及産業ノ発達ニ資スルモノ 一 郷土ニ関係アルモノ 一 左記ノ外特ニ社会教育ノ目的ヲ以テ選択シタル図書目録等ヲ参照シナルベク広キ範圍ニ亘リテ選択スルコト 一 文部省発行ノ図書館書籍標準目録 一 帝国図書館報 一 日本図書館協会選定新刊図書目録 一 東京書籍商組合発行図書月報及総目録並書店ノ出版目録 一 新聞雜誌及新刊書ニ掲載ノ広告紹介批評等 一 新刊書ハナルベク発売後其ノ真価ノ判明シタル後ニ購入スルヲ安全トス但シ閲覧ノ時期ヲ失ハヌ様注意スルコト 一 予約出版物ノ注文ノ際ハ特ニ精査熟行ノ上申込ヲ為スコト |
|---|--|---|

- 一 經營費ヲ以テスル圖書購入ハ一時ニ多数ヲ求ムルヨリハナルベク年ニ數回又ハ毎月數冊宛ニシテ其ノ度數ヲ多クスルコト、シテ常ニ閱覽者ノ要求ヲ調査シ選択ニ留意スルコト
- 一 創立ノ際若ハ一時ニ多数ノ圖書ヲ購入スル場合ノ標準凡ソ左ノ如シ
 - 一般書類 百分ノ十二
 - 叢書、類書、辭彙、隨筆、書目、新聞、雜誌、郷土資料、貴重圖書、少年圖書、教科書及其解説類等
 - 神書、宗教、哲学 百分ノ三
 - 倫理、教育、美学 百分ノ四
 - 文学、語学、外国語 百分ノ二十八
 - 歴史、地理 百分ノ二十四
 - 法制、經濟、社会、風俗、統計、家庭 百分ノ八
 - 理学、医学、生理、衛生 百分ノ六
 - 工学、兵事 百分ノ三
 - 美術諸芸、工芸 百分ノ四
 - 産業、交通 百分ノ八
- 四 図書ノ登録
 - 一 購入寄贈其ノ他ニ依ツテ受入レタル一切ノ圖書ハ受入順ニ左式ニ準ジ図書原簿ニ登録スルコト
 - 一 登録ハ一ヨリ始メテ図書一冊ヲ一行ニ書込ミニ二行ニ亘ラシメザルコト
 - 一 登録番号ハ一貫シタル通増番号ヲ付シ爾後其ノ圖書紛失又ハ廃棄セル場合ハ其ノ儘之ヲ欠番トナシ置クコト但シ紛失廃棄ノ理由ハ之ヲ備考欄ニ記入スルコト

- 一 毎月末ニ登録図書ヲ小計シ之ヲ前月高ト累計シ容易ニ蔵書ノ現在冊數及其ノ価格ヲ知ルノ便トスルコト

図書原簿様式

受入年月日	登録番号	書名	著者名	冊數	発行年月日	価格	分類	図書番号	備考

- 一 受入年月日欄ニハ購入又ハ寄贈等ノ年月日ヲ記入スルコト
- 一 寄贈ノ圖書ハ書名ノ右肩ニ※印ヲ付シ備考欄ニ寄贈者ノ氏名ヲ記入スルコト
- 一 書名及著者名ハ日本図書館協會制定ニカ、ル和漢圖書目録編纂概則ニ準拠シテ記入スルコト
- 一 備考欄ニハ寄贈者氏名ノ外購入先、版數其ノ他必要ト認ムル事項ヲ記入スルコト
- 一 年度毎ニ頁ヲ改ムルコト
- 一 用紙ハ堅牢ナルモノヲ用フルコト
- 五 図書ノ分類
 - 一 図書原簿ニ登録シ終リタル圖書ハ之ヲ分類(分類ハ十進分類法ニ拠ルヲ便トス)シテ図書番号ヲ付スルコト
 - 一 分類及図書番号定マリタルトキハ之ヲ図書原簿其ノ他ニ記入スル外左記分類箋(函架箋)ニ記入シテ之ヲ圖書ニ貼付シ其ノ番号順位ニ依ツテ圖書ヲ排列スルコト

(分類箋様式)

分類箋(函架箋)ハ上段ニ分類ヲ、中段ニ圖書番号ヲ、下段ニ一部ニ冊以上ノ圖書ニ限リ其ノ冊數及卷序(例ヘバ何冊ノ内何)ヲ記入スルコト

- 六 図書目録
 - 一 閱覽及整理ノ便ヲ図ル為メニ図書目録ヲ作成スルコトヲ要ス
 - 一 図書目録ノ形式ハナルベク「カード」式ニ依ルヲ便トス

- 七 図書ノ閱覽
 - 一 閱覽方法ハナルベク簡易ヲ旨トシ其ノ出納ヲ敏活ニスルノミナラズ圖書ニ閱スル要求及質問ニ対スル応答ハ懇切丁寧タルベキコト
 - 一 ナルベク巡回文庫ノ制ヲ設ケ必要ニ応ジ臨時巡回文庫、家庭文庫等ノ施設ヲナスコト
 - 一 設置区域ノ小ナル図書館ニ在リテハ書囊又ハ行李其ノ他適切ナル方法ニ依リ配達ノ便ヲ計ルコト
 - 一 館内閱覽ハナルベク出納ノ手數ヲ省ク為メニ閱覽希望多キ圖書、新刊雜誌類ハ閱覽室ニ開架式ニ依リ陳列シテ閱覽者ノ便ヲ計ルコト
 - 一 館内閱覽ニハ左ノ様式ノ借覽証ヲ使用シ閱覽ハ所定ノ座席ニ於テ為サシムルコト

- (圖書借覽証様式) (同時ニ借覽シ得ベキ冊數其他注意事項ハ揭示ニ就テ知ラルベシ)

圖書借覽証

圖書番号	住	所	職業	氏名	書名	冊數	分類	番号

- 一 館ノ内外ヲ問ハズ借受中ノ図書ヲ紛失又ハ汚損シタル者アルトキハ現品又ハ相当ノ代価ヲ以テ弁償セシムルコト
- 一 館外帯出希望者アルトキハ左ノ様式ノ帯出借覽証ヲ使用セシメ図書帯出票ヲ受ケタル上帯出セシムルコト

前項ニ依ル図書返納ノ際ニ図書並図書帯出票ヲ係員ニ提出セシメ係員ハ帯出借覽証ニ検印ノ上返納者ニ交付シ図書帯出票ハ館内ニ保留シ日計作成ノ資料トスルコト

(帯出借覽証及図書帯出票様式)

帯出借覽証		書名及著者名		冊数	分類	番号
納	出	納	出			
和	和	和	和			
年	年	年	年			
月	月	月	月			
日	日	日	日			
者出帯		者出帯				
		印				
		扱				

票出帯書図				書名及著者名	冊数	分類	番号
納	出	納	出				
和	和	和	和				
年	年	年	年				
月	月	月	月				
日	日	日	日				
者出帯		扱					

- 一 同時ニ帯出シ得ル冊数ハ大人ニ冊児童一冊ヲ標準トシ期間ハ十日ヲ超エザラシムルコト
- 一 帯出図書ノ返納ヲ怠リタル者アルトキハ一定ノ期間帯出ヲ停止スルコト

図 書 閱 覧 成 績 表

昭和 年 月 日 曜日 (前年 曜日)											晴・曇・雨・雪・風			開館日数 日	
閱 覧 人 員	種 別	学生	教育家	官吏	農工商	雑業	無職業	婦人	少年	合 計					
	館 内														
	館 外														
	計														
	累 計														
	一日平均
	同前比較	增
	減
百分比例	
閱 覧 図 書 冊 数	分類	題目	和 漢 書		洋 書		小 計		合計	百分比例					
			館外	館内	館外	館内	館外	館内		本	前				
	000									.	.				
	100									.	.				
	200									.	.				
	300									.	.				
	400									.	.				
	500									.	.				
	600									.	.				
	700									.	.				
	800									.	.				
	900									.	.				
	小 計									.	.				
合 計															
累 計															
一日平均		
一人平均		
前一日平均比較	增	
減	
備考															

(図書閱覧成績表様式)

- 一 図書館ニ於テハ開館日数、閱覧人員及種類、閱覧図書冊数及種類等ニツキ日表月表及年表ヲ作製スルコト(左表参照)

統計係

日表・月表・年表共通

40 高座郡綾瀬村立図書館の設置・開館認可

6112

神奈川県告示第二百七十四号

高座郡綾瀬村立図書館ヲ同郡綾瀬尋常高等小学校

内ニ設置シ昭和六年四月一日ヨリ開館ノ件認可セリ

昭和六年四月十日 神奈川県知事 山県治郎

*資料番号 31～40 : (神奈川県教育史資料編第一卷)

41 学校での主なできごと

年代	大正 六年 (一九一七)	月 日	七月 六日 七月 二八日	できごと	綾瀬小学校にて師範学校教師による小学校理科指導 高座郡内小学校児童成績比較表が発表される 綾瀬小学校は、尋常四年の国語で一位、算術で五位 尋常六年の国語で二位、算術で七位 全国小学校女教員大会 綾瀬小学校にて中部八校連合運動会 石井伴七が第三代綾瀬小学校校長に就任
年代	大正 七年 (一九一八)	月 日	一月二〇日 三月二七日 四月 一日 四月 一日 七月 九月二一日 一〇月 七日	できごと	綾瀬小学校の新旧校長の歓送迎会 市町村義務教育費国庫負担法の公布 第三期国定教科書使用開始 守山甲子太郎 第一二代村長に就任 米騒動起こる 全村より綾瀬小学校に寄付 座間小学校にて連合運動会 綾瀬小学校：一六学級(高等科二) 九五五名 教育費：五、六一四円／村予算：一一、九六九円
年代	大正 八年 (一九一九)	月 日	二月 三日 二月 七日	できごと	綾瀬村実業補習学校の生徒、耐寒旅行(三日) 小学校令、同令施行規則改正
年代	大正 九年 (一九二〇)	月 日	五月 二日 八月 三日 九月 一〇月 一日 一〇月二三日 十一月 九日	できごと	*高等小学校に随意科目あるいは選択科目として 手工・農業・家事を置く 国語・算術・理科・体操・裁縫でも改正があった ジョン・デュイ来日 有志の寄付により、綾瀬小学校に体操器械を設置 綾北・吉岡・早園分教場用地の賃貸契約 御所見小学校にて中部八校連合運動会 “教員なお不足”と報道 教員増給の訓令 綾瀬小学校：一六学級(高等科二) 九六〇名 教育費：七、七〇〇円／村予算：一五、八八一円
年代	大正 九年 (一九二〇)	月 日	五月 二日 八月 三日 九月 一〇月 一日 一〇月二三日 十一月 九日	できごと	わが国最初のメーデーが行われる 公立学校職員平均加俸国庫補助法公布 綾瀬小学校に三教室増築 第一回国勢調査 中部七校連合競技会 綾瀬小学校にて器械体操を中心とした体操講習会 (県内を巡回) *講習と生徒を使った実地授業 綾瀬小学校：一八学級(高等科三) 一、〇〇四名 教育費：一〇、九〇七円／村予算：二〇、六四三円

年代	大正一〇年 (一九二二)	できごと
月日	四月二日 四月四日 五月四日 八月六日 十一月	<p>メートル法採用を決定(大正一三年七月一日より)</p> <p>綾瀬小学校の遠足日程を報道</p> <p>公立学校の敷地及び建物の一部を村に名義変更</p> <p>上土棚・綾北分教場の敷地買収</p> <p>洪谷小学校にて中部七校連合運動会</p> <p>*綾瀬小学校 一人二〇銭寄付台帳作成</p> <p>*綾瀬小学校 学芸会始まる</p> <p>*綾瀬小学校 女子専用の体操服を制定</p> <p>綾瀬小学校：一八学級(高等科三) 九九八名</p> <p>教育費：一五,九七九円/村予算：二七,四六〇円</p>
月日	二月三日 二月六日 " 二月七日 二月一日	<p>綾瀬小学校の火災</p> <p>綾瀬小学校 寺院や農家の一部を借りて授業再開</p> <p>洪谷小学校が綾瀬小学校のために児童用教科書九三四冊(古本)を集める</p> <p>洪谷小学校が見舞金を児童より集金 一人一〇銭以下</p> <p>洪谷小学校が綾瀬小学校義捐金(七六円)を海老名小学校へ届ける</p> <p>綾瀬村が校舎焼失後の対策を協議</p> <p>綾瀬村が校舎再建につき協議</p> <p>綾瀬小学校の火災の責任者の処分が決まる</p> <p>綾瀬小学校の校舎新築予算書を作成</p> <p>比留川定吉 第一三代村長に就任</p> <p>女教員の産前産後休養制度が制定される</p> <p>郡役所にて高座郡連合運動会につき協議</p>
年代	大正一二年 (一九二三)	できごと
月日	一月八日 二月一日 三月五日 四月一日 四月四日 四月二四日 九月一日 九月八日 九月二五日 九月二八日 九月二九日 九月三〇日	<p>海老名小学校にて中部連合運動会につき協議</p> <p>洪谷小学校にて中部連合大運動会</p> <p>綾瀬小学校は七位</p> <p>洪谷小学校の大運動会に綾瀬小学校も参加</p> <p>綾瀬小学校：一八学級(高等科三) 一,〇〇六名</p> <p>教育費：一五,三七〇円/村予算：三〇,五二〇円</p> <p>綾瀬小学校 新校舎で授業開始</p> <p>綾瀬小学校 校舎落成式</p> <p>小柳勝一 第一四代村長に就任</p> <p>村立尋常高等綾瀬小学校→綾瀬尋常高等小学校と改称</p> <p>綾瀬小学校の高等科生徒 横浜貿易新報を見学</p> <p>綾瀬小学校の御真影奉安所建築決定</p> <p>関東大震災発生 綾瀬小学校校舎全壊</p> <p>児童の授業につき協議 九月末まで臨時休業とする</p> <p>綾瀬小学校 臨時招集日</p> <p>綾瀬小学校倒壊校舎の取り片付け開始</p> <p>相原村青年団五三名 綾瀬小学校倒壊校舎の取り片付け作業に協力</p> <p>大和村青年団二一名 綾瀬小学校倒壊校舎の取り片付け作業に協力(一〇月二日も)</p> <p>綾瀬小学校 深谷神社境内にて露天授業開始</p> <p>綾瀬村復興委員会が設立され、綾瀬小学校校舎建設を決議</p> <p>綾瀬小学校の仮校舎完成</p>
月日	一〇月三日 一〇月三日 一〇月三日 一〇月三日 一〇月三日 一〇月三日 一〇月三日 一〇月三日 一〇月三日 一〇月三日 一〇月三日 一〇月三日	

年代	月 日	できごと
大正一三年 (一九二四)	一月一五日 一月二六日 三月 四月 二日 四月二八日 五月 五日 五月三一日 六月一三日 六月一九日 六月二二日 七月三一日 八月一八日 九月 九月一七日 一〇月 六日 一〇月二五日 一一月一〇日 一一月二二日	綾瀬小学校 仮校舎に移転 中部連合運動会 綾瀬小学校 倒壊校舎片付け再開 綾瀬小学校：一九学級（高等科三） 一，〇一四名 教育費：一七，四五三円／村予算：二七，五一三円 地震（関東大震災の余震）あり、各小学校被害を受ける 各小学校にて皇太子殿下御成婚奉祝式 綾瀬小学校建築その他のため村債起債決定 H・パークスト来日 綾瀬小学校にて歴史主任会、中部教育会幹事会 綾瀬小学校にて中部教育会の会議 綾瀬小学校にて裁縫の件打合せ 綾瀬小学校にて歴史主任会議 綾瀬小学校にて歴史主任会議 綾瀬小学校にて唱歌研究会 綾瀬小学校の校地買収経過報告 綾瀬小学校校建築委員二七名を決定 綾瀬小学校の校舎移転決議 綾瀬小学校にて教育会幹事会 綾瀬小学校にて高座郡中部連合運動会につき協議 御所見小学校にて中部連合運動会 綾瀬は四位 綾瀬小学校校位置指定・校地拡大を協議 大和小学校にて中部連合七校唱歌会
大正一四年 (一九二五)	一月二二日 二月一六日 二月 四月一五日 四月二一日 四月二二日 五月 五日 五月三〇日 六月二五日 六月 九月一三日 九月二八日 一〇月 八日 一〇月一一日 一〇月一六日 一〇月二〇日 " 一一月一五日 一二月二二日	綾瀬小学校校舎起工地鎮祭挙行 綾瀬小学校建築のため低利債借り換え決定 綾瀬小学校の校章と校旗の図案決定 綾瀬小学校にて教育会評議委員会 綾瀬小学校にて教育会評議委員会 治安維持法公布 普通選挙法公布 綾瀬小学校にて歴史主任会 高座教育会が女子部創立 綾瀬小学校建築費調べを作成 綾瀬小学校にて中部七ヶ村青年競技予選 綾瀬小学校にて中部連合運動会打合せ 綾瀬小学校にて農業研究 洪谷小学校にて綾瀬小学校の児童・職員が競技練習 洪谷小学校にて中部連合競技会主任打合せ 洪谷小学校にて中部七ヶ村小学校連合競技会 綾瀬小学校は四位 綾瀬小学校にて図画主任会議 洪谷小学校の運動会に綾瀬小学校の児童が参加 海老名小学校にて中部七校唱歌会

年代	月 日	できごと
大正一五年 (一九二六)	一月二二日 一月二五日 二月一日 三月二五日 四月二二日 四月 五月八日 七月一日 二月 一二月二五日	綾瀨小学校にて女子体育に関する協議会 綾瀨小学校の新築落成式 見上一長 第五代村長に就任 綾瀨小学校にて高座郡少年団発会式(高一、高二) 小学校令同施行規則制定 綾瀨小学校が学校林を造成し植樹、農園を整備 吉岡・上土棚の分教場の落成式挙行 綾瀨村青年訓練所開所 綾瀨小学校にて天皇平癒祈願祭挙行 大正天皇崩御 昭和と改元 綾瀨小学校：一九学級(高等科三) 一、〇五八名 教育費：二一、三一七円/村予算：三一、九八六円
昭和二年 (一九二七)	二月七日 二月二二日 二月 三月二五日 四月一日 四月 六月八日 七月 八月	綾瀨小学校にて大正天皇大喪遥拝式挙行 女教員の産前産後の休養について指示 綾瀨小学校同窓会が校門を寄付 金融恐慌が起こる 小田原急行電気鉄道 新宿―小田原間開通 綾瀨小学校に奉安殿を建設することを決定 校舎設備標準・学校体操設備標準が配布される 吉岡・上土棚分教場の改築工事着工 吉岡・上土棚両分教場の改築工事竣工
昭和三年 (一九二八)	一月二五日 二月二〇日 二月二九日 三月二四日 七月三日 七月六日 一〇月二日	綾瀨小学校の奉安殿竣工式挙行 第一回普通選挙 大札記念事業としての図書館の設立・充実に関する通達 綾瀨小学校にて修身研究会 簡易図書館施設の奨励に関する通達 綾瀨小学校にて中部体操講習会 綾瀨小学校が県庁にて御真影を拝受、午後、奉戴式
年代	月 日	できごと
	九月五日 九月一四日 九月三〇日 九月 一〇月一日 一〇月一四日 一〇月一八日 一〇月二二日 一〇月三一日 一〇月一〇日 一〇月一五日 〃	洪谷小学校の教員・児童が、綾瀨小学校農園及び学校園見学 綾瀨小学校にて体操主任会議 綾瀨小学校にて手工講習 綾瀨小学校の奉安殿建設着工 綾瀨小学校にて農業主任会議 洪谷小学校の児童が綾瀨小学校にて競技の練習 洪谷小学校にて中部競技会(連合運動会)の件、協議 綾瀨小学校にて中部七校連合運動会 以後、昭和一四年まで綾瀨小学校で実施 洪谷小学校の運動会に綾瀨小学校の児童が参加 綾瀨小学校の運動会 *洪谷小学校の児童が参加 綾瀨小学校が農業実習圃場成績優良小学校に選奨 衆議院議員選挙運動のための設備使用に関する規程制定 綾瀨小学校：二二学級(高等科四) 一、一〇〇名 教育費：二五、三四八円/村予算：三六、〇八九円

年代	月 日	できごと
昭和 四年 (一九二九)	一月 一日 一月 二日 一月 三日 一月 六日 一月 九日 二月 九日 〃 四月 一日 六月 一日 七月 一日 八月三〇日	海老名小学校にて中部七校唱歌主任会 綾瀬小学校にて中部会主催バレエ試合 綾瀬小学校にて体操主任会 簡易図書館施設要綱に関する通達 洪谷小学校の運動会に綾瀬小学校児童参加 綾北分教場校舎新築工事着工 神奈川県が社会教育課設置 綾瀬小学校にて中部競技会練習 綾瀬小学校にて中部七校競技大会 綾瀬小学校の運動会に洪谷小学校の児童参加 早園分教場の移転を決定 綾瀬小学校にて県主催手工科研究指導会 綾北分教場新築工事竣工 綾瀬小学校：二二学級（高等科四） 一，〇六九名 教育費：二三，六二三円／村予算：三六，八二六円
昭和 五年 (一九三〇)	一月 二八日 一月 三一日 二月 一日 二月 二八日 三月 三一日 四月 一五日 四月 一九日 五月 一四日 七月 六日 七月 二二日 七月 二〇日 一月 一六日 一〇月 一九日 一〇月 二六日	“応急費の借り換え、五年間据置、一五年賦償還に決定”と報道 教科総動員に関する通達 世界恐慌始まる “復興費償還は計上せず、県当局は背水の陣しく”と報道 県・市町村長が内務省や大蔵省に無利子延納を願い出る 県下町村長幹事会で、県が町村長借り換えを督促 綾瀬小学校：二二学級 一，〇九一名（高等科四） 教育費：二四，三四六円／村予算：四〇，一五一円 教科総動員の実施状況に関する調査・報告指示 小学校卒業者の進学指導に関する通達 峯尾文太郎が第一六代村長に就任 綾北・早園・吉岡・上土棚の四分教場の火災保険を契約 綾瀬小学校建築費積立決定 海老名小学校にて児童愛護会 海老名小学校にて郡教育会幹事会 綾瀬小学校にて中部体操主任会 綾瀬小学校にて中部七校バレエボール大会 “県下女教員の連合結成の機運”と報道 “綾瀬村の名譽職の手当手戻、職員の手当減額寄付”と報道 経済困難のため、児童の退学急増、中学希望者激減と報道 洪谷小学校にて高座郡中部野球協会発会式 綾瀬小学校にて中部七校連合競技会

年代	月 日	できごと
昭和 六年 (一九三二)	三月 五日 三月二三日 〃 四月二八日 四月 四月 六月 八日 六月一七日 六月三〇日 八月二八日 九月一二日 九月一八日 九月二二日 九月二三日	綾瀬小学校にて体操科巡回講習打合せ 綾瀬小学校にて体操科練習打合せ 綾瀬小学校にて体操科巡回指導 農業主任が中部七校の学校農園の視察 綾瀬小学校にて県外視察打合せ 海老名小学校にて中部連合唱歌会 綾瀬小学校：二二学級（高等科四） 一，〇六二名 教育費：二三，八七七円／村予算：三六，八九〇円
昭和 七年 (一九三三)	二月一九日 三月三〇日 四月 七日 五月二八日 六月二七日 七月一日 九月二〇日 九月三〇日 一〇月 一日 一〇月一五日 一〇月一七日 一〇月二五日	綾瀬小学校にて中部競技打合せ 海老名小学校にて競技練習 綾瀬小学校にて中部七校連合体育会準備 綾瀬小学校にて中部七校連合体育会 御所見小学校にて中部七校排球大会 綾瀬小学校運動会 海老名小学校にて中部競技練習 海老名小学校にて中部七校連合唱歌会 図書館設置に伴い規則制定 綾瀬小学校：二二学級（高等科四） 一，〇五九名 教育費：二一，五一円／村予算：三三，二九一元
昭和 七年 (一九三三)	二月一九日 三月三〇日 四月 七日 五月二八日 六月二七日 七月一日 九月二〇日 九月三〇日 一〇月 一日 一〇月一五日 一〇月一七日 一〇月二五日	綾瀬小学校にて農業科研究会 野球の統制・施行に関する訓令 綾瀬小学校応急施設費起債の償還期間変更 綾瀬小学校基本財産積み戻し利子変更 綾瀬小学校が農業科選奨校として表彰される 震災借入金利子の立て替えを県に申請 寒川神社にて小学校児童作成図画書奉獻展覧会 (一一日) 綾瀬小学校にて体操主任会 有馬小学校にて中部バレー競技会 綾瀬小学校にて中部連合体育大会の打合せ 綾瀬小学校にて中部七校連合競技会 洪谷小学校の運動会 綾瀬小学校の参加

年代		昭和 八年 (一九三三)
月 日	一月一五日	二月一七日 二月二二日
できごと	海老名小学校にて中部七校連合唱歌会 綾瀬小学校：二二学級(高等科四) 一, 一二九名 教育費：二一, 二七二円/村予算：三六, 〇九八円	県蚕業取締所にて高座郡教育会農業教育研究会 海老名小学校にて県主催訓導研究会 綾瀬小学校：二二学級(高等科四) 一, 一一三名 教育費：二二, 一〇〇円/村予算：四四, 一三一円

1

綾瀬小学校
「火災と震災を乗り越えて」
・校舎再建と授業の様子・

編さんに携わった人

指導助言者	岡田敏樹（県立綾瀬高等学校総括教諭）
教育史編さん研究員	清田敏秀（綾瀬市立北の台中学校教諭）
前教育相談員	山根英昭（前綾瀬市立綾瀬中学校校長）
教育相談員	内藤重隆（前綾瀬市立綾瀬小学校校長）
教育研究所	遠藤健次 前参事兼所長
	丸山芳宏 参事兼所長
	森川順一 担当課長
	岡真司 前指導主事
	中丸好章 指導主事

平成20年3月発行

印刷・発行 綾瀬市教育研究所

〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川550

電話 0467-77-1111